



cutting through complexity™

IFRS

# First Impressions: Consolidated financial statements

IFRS最新基準書の初見分析：  
連結財務諸表

2011年5月



## 目次

序文	1	Appendix 1: 新しい用語及び定義	60
1. 概要	2	Appendix 2: U.S. GAAPとのコンバージェンスの状況	61
2. IFRS第10号の影響	4	Appendix 3: 対応関係表－IAS第27号(2008年版)から引き継がれたガイダンス	62
3. 連結プロジェクト	6	Appendix 4: 対応関係表－IFRS第10号における新しい単一の支配モデル	63
4. 新しい単一の支配モデル	7	本冊子について	64
4.1 はじめに	7		
4.2 継続的評価	9		
4.3 支配と集団的支配(collective control)	10		
4.4 新しい支配モデルの概要	11		
5. 被投資企業を識別する	13		
5.1 特定の資産・負債に対する支配	13		
6. 被投資企業の関連する活動を識別する	15		
6.1 営業活動及び財務活動の範囲	15		
6.2 複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有するケース	15		
6.3 関連する活動が、特定の状況または事象が発生した場合にのみ行われるケース	17		
7. 関連する活動に関する決定がどのように行われているかを識別する	18		
7.1 被投資企業が議決権を通じて支配されている場合	18		
7.2 より複雑なケース	18		
7.3 議決権がパワーの有無に関連していないケース	18		
7.4 関連する活動に関する決定がどのように行われているかを継続的に分析する	19		
8. 関連する活動に対するパワーを投資企業が有しているか否かを判定する	20		
8.1 実体的権利のみを検討する	21		
8.2 議決権	23		
8.3 議決権以外の権利	29		
9. 投資企業がリターンの変動性に対するエクスポージャーを有しているか否かを判定する	33		
10. パワーとリターンとのリンクの有無を判定する	35		
10.1 本人または代理人のいずれとして行動しているか	35		
10.2 他の当事者との関係	40		
11. IAS第27号(2008年版)から引き継がれている会計規定	43		
12. 個別財務諸表における子会社の会計処理	45		
13. 開示	46		
13.1 集約	47		
13.2 重要な判断及び仮定	47		
13.3 子会社に対する持分	48		
13.4 仕組事業体	49		
14. 適用日及び移行措置	52		
14.1 適用日	52		
14.2 移行措置	52		
14.3 IFRS第12号の移行措置	58		
14.4 IFRS第10号及びIFRS第12号の適用によるその他の影響	59		
14.5 IFRS第10号の適用前の開示	59		
14.6 初度適用企業	59		

## 序文

IASBは、同時に公表したIFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」と同様に、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」の策定作業に長期の期間を費やしてきました。金融危機を受けて、現行の連結及び開示に関する基準書では特定の事業体への投資を行っている企業が有しているリスクを適切に財務報告上反映することができないという懸念がIASBに寄せられました。そのような事業体は、IFRSでは特別目的会社、U.S. GAAPでは変動持分事業体、実務では特別目的ビークルや仕組事業体と呼称されており、このような様々な名称が付されていることも状況をさらに複雑化する一因となっていました。

また、従来のIFRSには、特別目的会社とそれ以外のすべての被投資企業に適用される、2つの異なる連結モデルが存在していたという問題もありました。IASBは、新たに公表したIFRS第10号はすべての被投資企業に適用される単一の連結モデルを策定することを目的として述べています。新しい連結モデルのもとでは、投資企業が被投資企業に対するパワー、被投資企業のリターンの変動性に対するエクスポージャーを有しており、かつそのパワーとリターンとの間にリンクがある場合に投資企業は被投資企業を連結します。

そうは言うものの、IFRS第10号のもとでは、被投資企業に対するパワーの有無を判定する際に議決権及び潜在的議決権を検討することが重要であるケースもあれば、それ以外の要素が重要であるケースもあり、それぞれ異なる支配の指標が規定されているため、企業はまずパワーと議決権との関連性の有無を検討することになると考えられます。IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、議決権以外の要素が重要である被投資企業が特別目的会社や変動持分事業体と類似する性質を有しているか(または完全に異なるものか)は、明らかではありません。

また、リターンの変動性に対するエクスポージャーという概念は、所有に係る便益(ownership benefits)やリスク・経済価値(risks and rewards)よりも広い概念です。リターンには、配当や投資価値の変動等の所有に係る便益だけでなく、手数料、報酬、タックス・ベネフィット、規模の経済やコスト削減等のシナジー効果も含まれます。

IASBはまた、代理人関係の概念と事実上の支配の概念も明確に導入しています。代理人関係の分析は、特にファンド業、資産運用業及び不動産業等の業種において特に重要になると考えられます。KPMGの経験では、ほとんどの企業がIAS第27号(2008年版)のもとで法律上・契約上の事実に基づいて支配権を判定する見解を採用しているため、事実上の支配の概念が明確に導入されたことにより、実務の変更が生じることが予想されます。

全体的に、IFRS第10号及びIFRS第12号のもとでは、複数の項目について重要な判断を行うことが求められます。連結に関する一連の基準書は2013年1月1日以降開始する会計年度から強制適用となりますが、IFRS第10号のもとで連結の要否の結論に変更が生じた場合はIFRS第10号の遡及適用が求められるので、財務諸表作成者は早いうちから新しい連結及び開示に関する規定のもとでの被投資企業への関与について検討を開始することが望ましいと考えられます。

IFRS第10号の適用日までの期間において、企業がIFRS第10号の適用時に行うべきことを理解する上で、また、投資家がIFRS第10号の適用の影響を理解する上で、本冊子が役立つとKPMGは考えています。

Paul Munter

Mike Metcalf

Julie Santoro

**KPMG's global IFRS Business Combinations and Consolidation leadership team**

**KPMG International Standards Group**

本冊子は、KPMG IFRG Limitedが2011年5月に発行した“First Impressions: Consolidated Financial Statements”を翻訳したものです。

翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

# 1. 概要

<p>新しい単一の支配モデルを適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支配は、パワー(power)、リターンの変動性(variability)に対するエクスポージャー、及びパワーとリターンとのリンク、の3つの要素で構成される。リスクと便益に対するエクスポージャーは、それ自体は投資企業が支配を有することを決定付けるものではなく、分析における1要素に過ぎない。</li> <li>• 支配の有無は継続的に評価する。すなわち、事実及び状況が変化した場合には支配の有無の見直しを行う。市況の変化は、それによって1つ以上の支配の要素(例:潜在的議決権が実体的権利か否か)が変更されない限り、支配の有無に関する結論の見直しのトリガーとなることはない。</li> <li>• 投資企業は、関連する活動(relevant activity)を識別するために、被投資企業のデザイン及び目的(design and purpose)を検討する。また、関連する活動についての決定がどのように行われているか、誰がその活動を指示する現在の能力を有するか、そして誰が活動からリターンを受け取るか、についても検討する。</li> </ul>
<p>被投資企業を識別する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支配の有無は通常、法的事業体について評価するものであるが、被投資企業の特定の資産・負債(すなわち、サイロ。Appendix 1参照)について評価することもある。</li> </ul>
<p>「関連する活動」を識別する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資企業は、被投資企業の「関連する活動」(Appendix 1参照)を支配しているか否かを検討する。</li> </ul>
<p>関連する活動についての決定がどのように行われているかを識別する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IFRS第10号のもとでは、投資企業は被投資企業に対するパワーの有無を判定する際に、以下のいずれの要素に焦点を当てるかをまず決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 議決権</li> <li>◦ 議決権以外の権利</li> </ul> </li> </ul>
<p>関連する活動に対するパワーの有無を判定する。</p>	<p><b>実体的権利(substantive rights)</b></p> <p>パワーの有無を評価する際は、投資企業及び他の企業が保有している実体的権利のみを検討する。実体的権利とは、関連する活動に関する決定を行う時点で行使可能な権利であり、かつ保有者がその権利を行使する実際の能力を有しているものをいう。</p> <p><b>議決権</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 被投資企業の「関連する活動」が議決権を通じて指示される場合、以下のいずれかの条件を満たしている投資企業は、その被投資企業に対してパワーを有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 投資企業が、実体のある議決権の過半数を保有していること</li> <li>- 投資企業が保有する議決権は過半数に満たないが、以下のいずれかの条件を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 他の議決権保有者との合意があること</li> <li>◦ 他の契約上の取決めから生じる権利を保有していること</li> <li>◦ 被投資企業の関連する活動を一方的に指示する十分な権利(事実上のパワー)を保有していること</li> <li>◦ 実体のある潜在的議決権を保有していること</li> <li>◦ 上記の組合せ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>関連する活動に対するパワーの有無を判定する。 (続き)</p>	<p><b>議決権以外の権利</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 複数の議決権保有者がグループとして被投資企業のリターンに重要な影響を及ぼす能力を有していない場合、投資企業は被投資企業の目的及びデザイン並びに以下の項目を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連する活動を一方的に指示する実際の能力を投資企業が有していることを示す証拠</li> <li>- 投資企業と被投資企業との間に特別な関係があることを示す指標</li> <li>- 投資企業がリターンの変動性に対する重要なエクスポージャーを有しているか否か</li> </ul> </li> <li>• 上記の3つの要素の検討する際は、「関連する活動を一方的に指示する実際の能力を投資企業が有していることを示す証拠」に特に重点を置いて検討する。</li> </ul>
<p>投資企業がリターンの変動性に対するエクスポージャーを有しているかを判定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リターンはIAS第27号(2008年版)の「便益(benefits)」よりも範囲が広いものとして定義されており、経済的便益の分配及び投資価値の変動、並びに手数料、報酬、タックス・ベネフィット、規模の経済やコスト削減等のシナジー効果が含まれる。</li> </ul>
<p>パワーとリターンとのリンクの有無を判定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被投資企業に対して意思決定のパワーを有する投資企業は、自身が本人として行動しているのか、または代理人として行動しているのかを判定する。意思決定者が代理人である場合、パワーとリターンとのリンクは存在せず、意思決定者に委譲されたパワーは本人によって保有されているものとして取り扱う。</li> <li>• 代理人として行動しているか否かを判定する際、意思決定者は以下のすべての事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 単数または複数の当事者が保有する、実体のある排除権及び他の権利</li> <li>- 意思決定者の報酬が独立企業間価格によるものであるか</li> <li>- 一連の要素に基づく、意思決定者と他の当事者との全体的な関係</li> </ul> </li> </ul> <p>企業は、被投資企業を支配しているか否かを分析する際に、自社の代理人として行動している企業の権利も考慮する。</p>
<p>IAS第27号(2008年版)から引き継がれる連結手続に関する規定</p>	<p>連結財務諸表における子会社の会計処理については、IAS第27号(2008年版)「連結及び個別財務諸表」の規定が引き継がれている。</p>
<p>個別財務諸表における子会社の会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS第27号(2011年版)「個別財務諸表」は、個別財務諸表に関する現行規定を引き継いでいる。</li> </ul>
<p>開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細な開示(連結している仕組事業体及び非連結の仕組事業体に関する特定の開示を含む)が求められている。</li> </ul>
<p>適用日及び移行措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IFRS第10号は、2013年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。</li> <li>• IFRS第10号は、支配の有無に関する結論がIAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号のもとでの結論と異なる場合、遡及的に適用される。遡及適用が実務上不可能な場合のための特別の移行措置が設けられている。</li> </ul>

## 2. IFRS第10号の影響

IFRS第10号「連結財務諸表」は、支配の定義を改訂するとともに関連する適用指針を提供している。IFRS第10号はIAS第27号(2008年版)「連結及び個別財務諸表」及びSIC解釈指針第12号「連結—特別目的事業体」を差し替えるものであり、すべての被投資企業に適用される。

本冊子は、改訂後の規定のうち、財務諸表作成者及び利用者に影響を及ぼすと考えられるものに焦点を当てている。

主な変更点	潜在的な影響
<b>判断に基づくアプローチ (judgemental approach)</b>	<p>IFRS第10号のアプローチは一連の支配の指標から構成されているが、ヒエラルキーは設定されていない。すなわち、財務諸表作成者は、すべての事実及び状況を分析し、支配の有無に関する結論を導き出すために判断を行うことを要求される。IFRS第10号は、例えば被投資企業のデザイン及び目的を理解する必要があることやパワーの証拠を考慮する必要があることを強調しているが、これらは判断の要素が極めて大きい領域であると考えられる。</p> <p>したがって、IFRS第10号は多くの業種において適用が容易でない基準書であり、当初適用時においては、スタッフ教育、影響分析及び方針策定等の重要な取組みが必要となると考えられる。</p>
<b>単一の支配モデルがすべての被投資企業(現行のSIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEを含む)に適用される。</b>	<p>現行のSIC解釈指針第12号の適用を受ける特別目的会社(special purpose entity, SPE)に対する、支配の有無に関する結論に変更が生じる可能性がある。その結果、金融サービス業及び不動産業に従事する企業はこの変更による影響を受ける可能性がある。また、SIC解釈指針第12号の適用を受けない被投資企業の中には、支配の評価において議決権以外の権利が関連している事業体も存在すると考えられる(特に、インフラストラクチャー業及びエネルギー業)。</p>
<b>被投資企業の活動を識別することが明示的に要求される。</b>	<p>複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有する場合、支配の有無に関する結論に変更が生じる可能性がある。</p>
<b>事実上の支配(De facto control)が支配モデルに含まれる。</b>	<p>この変更により、現行のIAS第27号(2008年版)を適用するにあたって法律上・契約上の事実に基づいて支配権の有無を判定する見解を採用している企業(KPMGの見解ではこの見解を採用している企業の方が多い)は、連結する企業の数が増加する可能性がある。</p> <p>企業がIAS第27号(2008年版)のもとで、事実上の状況に基づいて支配権の有無を判定する見解を採用しているケースであっても、IFRS第10号の適用指針に従った場合、異なる結論に至る可能性がある。KPMGの経験では、IAS第27号(2008年版)における事実上の支配の概念のもとでは、投資企業と同じ内容の投票を行うと予想される他の株主の数は考慮するが、他の株主が議決権を行使するか否かについては必ずしも考慮しない。</p> <p>他の実務上の影響も生じると考えられる。例えば、事実上の支配の有無を判定する際は、自社の実体的権利についての知識と他の株主についての考察も必要となるが、入手可能な情報が限られることもあり、実務では財務諸表作成者がどの時点で事実上の支配が達成されたかを判定することは容易でないケースが多い。企業が被投資企業に対する支配的な持分(ただし、過半数の持分ではない)を獲得した日において、すでに事実上の支配を獲得したと結論付けるだけの十分な情報を有していないこともありうる。この場合、投資企業は取得法に類似する会計処理を2度行うことになる。1度目は投資企業が過半数に満たないが支配的な持分を取得した際(持分法適用目的)であり、2度目は事実上の支配を有すると結論付けた際である。</p>

主な変更点	潜在的な影響
<p>支配の有無の評価は、IAS第27号(2008年版)の現在行使可能な潜在的議決権に基づく評価から、実体的(substantive)な潜在的議決権に基づく評価に変更される。</p>	<p>IFRS第10号に基づいて議決権が実体的か否かを判定することは、IAS第27号(2008年版)に基づいて議決権が現在行使可能なものか否かを判定するよりも、多くの判断を必要とする。潜在的議決権に関する当事者の意図も考慮することになると考えられる。</p> <p>経営者は、潜在的議決権が実体的なものか否かを判定するためにそれらをモニタリングする必要がある。また、これらの権利を行使する自社の実際の能力を確認する必要もある。</p> <p>この変更により、一部のケースにおいて支配の有無に関する結論に影響が生じる可能性がある。すなわち、現在行使可能な潜在的議決権が実体的なもののみなされないケース(またはその反対のケース)がある。</p>
<p>便益の概念(concept of benefits)が、リターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利と置き換えられる。</p>	<p>リターンの変動性の概念は、所有に係る便益(ownership-type benefits)よりも広い概念であり、単なるリスク・経済価値の分析とは異なる。したがって、支配の有無に関する結論に影響を与える可能性がある(特に、便益がIAS第27号(2008年版)のもとで所有に係る便益であると解釈され、かつ広く分散している場合)。</p>
<p>代理人関係に関する詳細なガイダンスが導入される。</p>	<p>被投資企業の活動を指示する意思決定者が本人(principal)として行動しているか、または代理人(agent)として行動しているかを分析するための多数の指標が提供されている。</p> <p>代理人関係の判定においてはすべての事実及び状況を考慮する必要があるが、一部の企業にとっては、報酬が他のサービス提供者の報酬と比較して妥当なものか否か、及び他の当事者が保有する排除権(removal rights)が実体的なものか否かを評価することは容易でないことがある。</p> <p>このガイダンスにより、特にファンド業及び資産管理業に従事する企業は影響を受ける可能性がある。</p>
<p>法的事業体に対するパワーだけでなく、サイロ(silo)に対するパワーの有無の評価についてのガイダンスが導入される。</p>	<p>サイロ(及びサイロが属する企業)に対する支配に関する詳細なガイダンスはIAS第27号(2008年版)には含まれていないため、支配の有無に関する結論に変更が生じる可能性がある。</p> <p>この変更により、特に金融サービス業や不動産業に従事する企業は影響を受ける可能性がある。</p>
<p>「防御権(protective rights)」の定義及び「解任権(kick-out rights)」に関する詳細なガイダンスが導入される。</p>	<p>IAS第27号(2008年版)には含まれていない、他の当事者の権利に関するガイダンスが規定されている。KPMGの経験では、IFRSベースの財務諸表の作成者は一般に、参加権(participating rights)及び防御権に関してU.S. GAAPのガイダンスを適用している。しかし、U.S. GAAPの防御権の定義はIFRS第10号の定義とは異なるため、現行実務との差異が生じる可能性がある。</p> <p>このガイダンスにより、特にファンド業や不動産業に従事する企業は影響を受ける可能性がある。</p>
<p>連結及び非連結企業に関する開示が拡充される。</p>	<p>特定の開示が求められるため、企業は仕事事業体の定義に該当する被投資企業への関与の有無を判定する必要がある。</p> <p>内部統制システムを、新しい開示規定に合わせて改善する必要が生じる可能性がある。</p>

### 3. 連結プロジェクト

連結プロジェクトはIASB/FASBのコンバージェンス・プロジェクトの中で、最も早く開始されたプロジェクトの1つであり、2002年にIASBのアジェンダに追加されたが、2008年までは大きな進展はなかった。

金融危機を受けて、連結プロジェクトは2008年に以下の2点を主要な目的としてIASBが優先的に取り組むコンバージェンス・プロジェクトとなった。

- ストラクチャリングの機会を減らすために、強化された単一の連結モデルを策定し、企業がその支配しているすべての企業を確実に連結するようにする。
- 非連結の被投資企業に関する有用な情報を提供するように、詳細な開示規定を策定する。

IFRS第10号に加えて、IASBは以下の基準書を公表している(または今後公表する予定である)。

- 連結及び非連結企業に関する開示を拡充するIFRS第12号「他の企業に対する持分の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)」
- IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント (Joint Arrangements)」及びIAS第28号(2011年版)「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資 (Investments in Associates and Joint Ventures)」
- 個別財務諸表に関する現行規定を引き継ぐIAS第27号(2011年版)「個別財務諸表 (Separate Financial Statements)」
- 投資会社 (investment company) による被投資企業の連結に関連する規定の改訂を提案する公開草案(2011年第2四半期に公表予定)

FASBの連結プロジェクトの進捗状況及び今後の予定についてはAppendix 2を参照。

本冊子は、IFRS第10号の主要規定、子会社及び非連結の仕組事業体に関するIFRS第12号の開示規定、並びに個別財務諸表上の子会社の会計処理に関するIAS第27号(2011年版)の規定を取り扱っている。KPMGの刊行物である「First Impressions: Joint Arrangements」(及びその日本語訳「IFRS最新基準書の初見分析: ジョイント・アレンジメント」)は、IFRS第11号及びIAS第28号(2011年版)並びにジョイント・アレンジメント及び関連会社に関するIFRS第12号の開示規定を取り扱っている。

以下の表は、子会社に関する規定がどの基準書でどのように取り扱われているかを要約したものである。

子会社に関する規定	旧基準	新基準	本冊子における記載箇所
連結財務諸表の作成の免除	IAS第27号(2008年版)	IFRS第10号:IAS第27号(2008年版)の規定と類似する規定	11章
連結対象企業の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS第27号(2008年版): 支配モデル</li> <li>• SIC第12号「連結—特別目的事業体」: リスク・経済価値モデル</li> </ul>	IFRS第10号: すべての被投資企業に適用される新しい単一の支配モデル	4章-10章
会計処理	IAS第27号(2008年版)	IFRS第10号:IAS第27号(2008年版)とほぼ同一の規定	11章
個別財務諸表	IAS第27号(2008年版)	IAS第27号(2011年版):IAS第27号(2008年版)とほぼ同一の規定	12章
開示	IAS第27号(2008年版)	IFRS第12号: 開示項目が大幅に拡充されている	13章

## 4. 新しい単一の支配モデル

### 4.1 はじめに

IFRS 10.6, 7.A, B2

投資企業は、以下の要件を両方とも満たす場合、被投資企業を支配している。

- 被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている(または変動するリターンに対する権利を有している)こと。
- 被投資企業に対するパワーを通じてそのようなリターンに影響を与える能力を有していること。



IFRS 10.10, 14, B9

投資企業がパワーを有するためには、被投資企業から生じるリターンに重要な影響を与える活動(以下、「関連する活動」)について指示する現在の能力をもたらす権利を有していることが必要である。投資企業は、他の当事者が被投資企業の関連する活動についての指示に関与する権利を有している場合(例:重要な影響力を有している場合)であっても、被投資企業に対するパワーを有しうる。

IFRS 10.11, 12, B40

上記の「パワー」の定義は、「能力(ability)」を基礎としているため、実際に行使されている必要はない。逆に、関連する活動を投資企業が指示してきたことを示す証拠は、それ自体は投資企業が被投資企業に対するパワーを有していることを決定付けるものでもない。また、被投資企業が投資企業に経済的に依存しているとしても、他の権利がない場合は、必ずしも常にその投資企業が被投資企業を支配していることにはならない。

IFRS 10.B2–B8

支配の有無を容易に判定できるケースもある(例:支配が資本性金融商品を通じて行われていることが明らかであり、議決権の過半数を保有する投資企業が被投資企業を支配しているケース)が、多数の要素を検討しなければならない複雑なケースもある(4.4参照)。

IFRS 10.B4

投資企業は、支配の有無を判定する際、他の当事者との関係の性質も検討する(10.2参照)。

#### 考察—支配の定義が重複的に感じられる

IFRS 10.A, BC61, BC62

「パワー」は、関連する活動について指示する現在の能力と定義されており、「関連する活動」は被投資企業から生じるリターンに重要な影響を与える被投資企業の活動と定義されているため、「パワー」は実質的には「被投資企業から生じるリターンに重要な影響を与える被投資企業の活動について指示する現在の能力」と定義されていることになる。「支配」と「パワー」の定義の両方に「リターン」という語が含まれているため、一見すると、支配の定義は重複的に感じられるが、リターンを創出する被投資企業の活動を指示する能力(パワーの定義)と、被投資企業に対するパワーを通じて自社のためにリターンを創出する能力を有していること(支配の定義)とは、同じではない。

#### 考察—関連する活動について指示する現在の能力

関連する活動について指示する「現在の」能力の意味については注意が必要である。支配を有するためには、投資企業は最も重要な決定を支配できなければならないが、その決定がただちに行われる必要はない。この論点は、潜在的議決権についての説明において詳述する。(8.2.4参照)

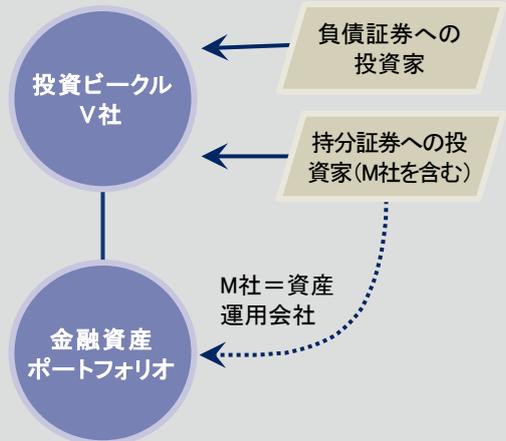
IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

現行のSIC解釈指針第12号の適用範囲にあるSPEに関しては、リスク・経済価値モデルから支配モデルへの変更により連結の要否の結論に変更が生じるケースがあると考えられる。IFRS第10号が公表されたばかりの現段階ではどのようなケースにおいて連結の要否の結論に変更が生じるかを特定することは容易ではないが、IASBは「Project Summary and Feedback Statement」において、以下の設例を提示している。

設例1

投資ビークルであるV社が、金融資産ポートフォリオの購入のために設立された。資金調達には、多数の投資家に負債証券及び持分証券を発行することにより行われた。

投資企業であるM社はV社の30%の持分を保有している。M社はV社の資産運用会社(asset manager)であり、ポートフォリオ・ガイドラインに沿ってV社の資産ポートフォリオを管理している。管理活動には、資産の選定、取得及び処分並びにポートフォリオ内の資産がデフォルトした際の管理が含まれている。



IFRS第10号のもとでの分析

M社は関連する活動を指示する能力、V社の経営成績から生じる変動リターンに対する権利、及びパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有しているため、M社はV社を支配している。

ただし、この設例では、M社が本人として行動しているか否か(10章参照)、及び負債証券保有者との潜在的な契約上の取決めの内容をどのように考慮したかは明らかにされていない。

SIC解釈指針第12号のもとでの分析

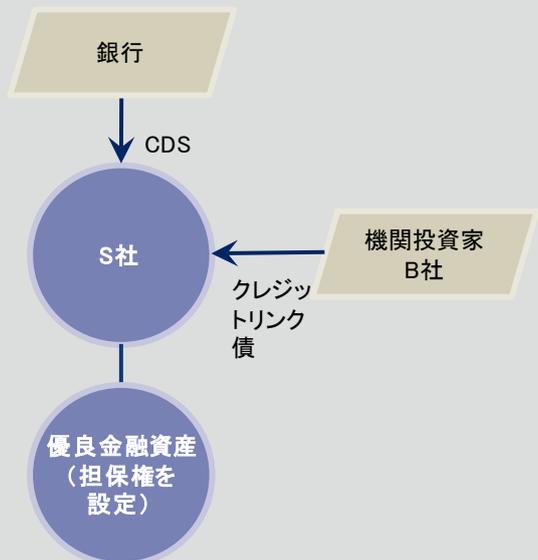
V社がSIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEであると仮定する。M社の保有持分は30%であるため、リスク及び経済価値の大半(majority)に対する権利・義務を有していないという事実に基づいて、M社はVを連結しないという結論に至るケースもある。

設例2

ビークルであるS社は機関投資家であるB社に、特定の投資機会を提供するために設立された。この投資機会により、B社はZ社の信用リスクにさらされる。Z社はS社及びB社の関係会社ではない。

S社はZ社の信用リスクにリンクしている債権(クレジットリンク債)をB社に発行し、優良金融資産のポートフォリオへの投資を行った。S社は銀行とのクレジット・デフォルト・スワップ契約の締結(対価を支払うとともに資産ポートフォリオに担保権を設定)により、Z社の信用リスクにさらされている。

S社の設立後は、S社の活動に関して行うべき意思決定はほとんどない。B社はS社のリターンに重要な影響を与える活動を指示する能力を有していない。



**IFRS第10号のもとでの分析**

B社はS社を連結しない。B社はS社の実質的にすべてのリターンを受け取り、S社の実質的にすべてのリスクを負うが、S社の純資産へのエクスポージャーを管理する手段、S社の純資産にアクセスする手段、及び純資産に関する指示を行う手段を有していない。したがって、B社はS社に対するパワーを有しておらず、S社を支配していない。

ただし、B社は非連結の仕組事業体に関する開示を行う必要がある。

「Project Summary and Feedback Statement」はまた、投資企業がSIC解釈指針第12号のもとでは連結していたビークルをIFRS第10号のもとでは連結しないことになるケースがあることに言及するとともに、そのようなケースでは、(投資企業がそのビークルに資産を移転している場合は)ビークルに移転した資産については認識を中止しないので連結の中止の影響が軽減されることが多い、と指摘している。

**SIC解釈指針第12号のもとでの分析**

S社がSIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEであると仮定する。B社はS社の実質的にすべてのリターンを受け取り、S社の実質的にすべてのリスクを負うため、またS社はB社の便益のために設立された事業体であるため、B社はS社を連結する。

**4.2****継続的評価**

*IFRS 10, B80-B84*

支配の有無の評価は継続的に行う。以下の3つの支配の要素のうち1つ以上に変更が生じたことを示す事実及び状況が存在する場合は、投資企業は被投資企業に対する支配の有無を再検討する。

- パワー(影響を及ぼす事実・状況の例: 他の当事者の保有する実体的権利が失効するケース)
- リターン(影響を及ぼす事実・状況の例: 投資企業がリターンを受け取らなくなるケース)
- パワーとリターンとのリンク(影響を及ぼす事実・状況の例: 投資企業が代理人として行動しなくなるケース、またはその反対のケース)

投資企業はまた、関連する活動に関する意思決定がどのように行われているかについても、継続的に検討する。

**考察—支配の有無の評価を每期行う必要はない**

每期、支配の有無の評価を最初から行う必要はない。企業は、支配の要素の1つ以上に変更が生じたことを示唆する事実または状況を識別しない限り、過去の分析結果を引き継ぐことができる。

**考察—継続的評価及び事実上の支配**

実務では、被投資企業を事実上支配しているか否かを分析する必要の有無について、判断が容易でないケースもあると考えられる。すなわち、投資企業が議決権の過半数を有していない場合、投資企業が被投資企業に対する事実上の支配をいつ獲得するか(8.2.5参照)は、判断が容易でないケースもあると考えられる。例えば、投資企業A社が被投資企業の議決権(50%以下)を取得した日において、他の株主の行動パターン等を知らない場合は、A社は被投資企業に対する事実上の支配は獲得していないと結論付けうるが、その後、時の経過に伴い、株主総会での経験を通じて他の株主の行動パターン等についての情報が増えるに従って、被投資企業に対する事実上の支配を有しているとA社が最終的に結論付けるケースもある。投資企業が事実上の支配を獲得したタイミングについて結論付ける際は、重要な判断の行使が求められる。

また、事実上のパワーを獲得した日が当初投資日より遅い場合は、投資企業は取得法に類似する会計処理を2度行うことになる可能性がある(被投資企業が事業の定義に該当する場合)。

- 1度目は、過半数に満たないが重要な影響力を当初取得した際である(持分法適用目的)。
- 2度目は、事実上の支配を有すると結論付けた際である(IFRS第3号「企業結合」の段階取得法適用目的)。その際、包括利益計算書上、利益が認識されるケースがある。

#### IFRS 10.B85

市況の変化によって上記の3つの支配の要素のうちの一つ以上に変更が生じない限り、市況が変化したからといって必ずしも支配の有無や代理人関係に関する結論を見直すことにはならない(10章参照)。

#### IFRS 10.BC124

原則として、市況が変化しただけでは、潜在的議決権の実体性が生じたり失われたりすることはない。潜在的議決権が実体的なものか否かは、市況の変化を含む様々な要素を包括的に分析して判定する必要がある(8.2.4参照)。

#### 考察—市況の変化の影響

市況の変化が他の要因と組み合わせたり、潜在的議決権の実体性に関する結論に変更が生じた結果、支配の結論を見直すことが必要となるケースがある。そのようなケースでは、企業は段階取得に関するIFRS第3号の規定、または支配の喪失に関するIFRS第10号の規定に従う。KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.490及び2.6.1020)は、該当するIFRS第3号の規定(被投資企業が事業の定義に該当する場合)とIAS第27号(2008年版)の規定について説明している。

#### 考察—議決権に関連していない被投資企業

議決権に関連していない被投資企業の場合、支配の有無の評価は経営者の判断の要素が極めて大きいため、支配の継続的评价に関する規定の適用は容易ではないと考えられる。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号のもとでは、支配の継続的评价は明示的には求められていないものの、実務では支配の継続的评价は通常行われていると考えられる。

SPEに関して、KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.205)には以下の記載がある。

- 企業がSPEを支配しているか否かは、SPEのストラクチャーや契約条項に変更が生じた場合または企業とSPEとの間で追加的な取引が行われた場合を除き、当初判定時以降は原則として見直しを行わない。
- 原則として、日々の市況の変化は、支配の有無の見直しを行うトリガーとはならない。

## 4.3

### 支配と集団的支配(collective control)

#### IFRS 10.9

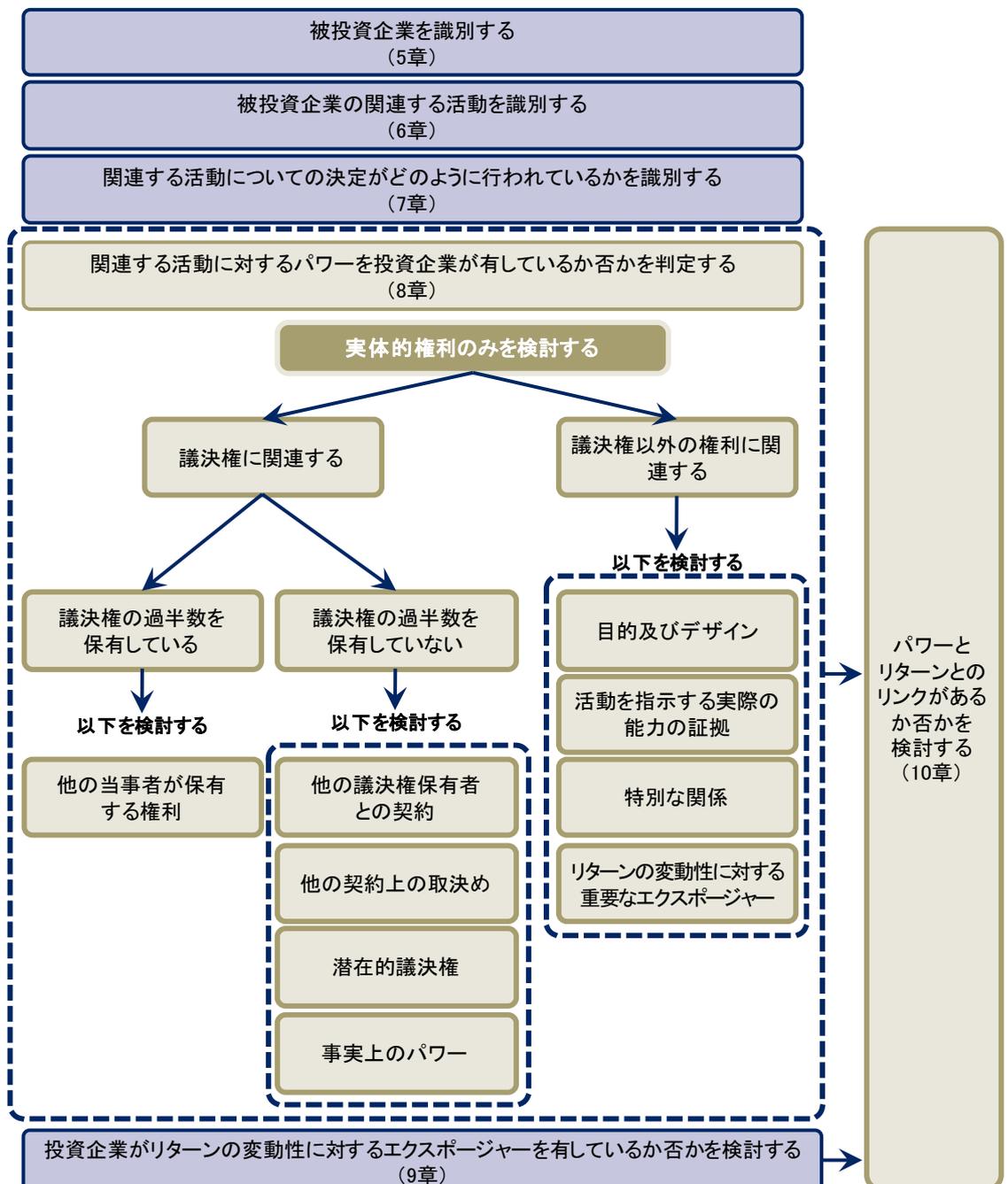
被投資企業の関連する活動を2社以上の投資企業が共同で指示することによって、一体として被投資企業を支配するケースがある(集団的支配)。このようなケースにおいて、いずれの投資企業も他の投資企業の協力を得ずには被投資企業の活動を指示することができない場合は、被投資企業を単独で支配している投資企業は存在しない。投資企業は、被投資企業に対して共同支配を有しているか、重要な影響力を有しているか、または支配を有していないかを分析する。この論点の詳細については、KPMGの刊行物「IFRS最新基準書の初見分析:ジョイント・アレンジメント」(3.3.2)を参照。

複数の当事者が一体として被投資企業の同一の活動を支配しているケースは、複数の当事者が被投資企業の異なる活動に対する意思決定権をそれぞれ有しているケースとは異なる。後者のケースについては、本冊子の6.2を参照。

## 4.4 新しい支配モデルの概要

IFRS 10.B2, B3

以下の図は、投資企業が被投資企業に対する支配の有無を判定するために行うべき分析の概要を示している。



#### 4.4.1 支配の指標にヒエラルキーは設けられていない

##### IFRS 10.8

IFRS第10号の支配モデルは一連の支配の指標から構成されているが、ヒエラルキーは設定されていない。すなわち、財務諸表作成者は、すべての事実及び状況を分析し、支配の有無を判断することを要求される。

本冊子の4.1に記載のとおり、単純なケースでは、被投資企業の議決権の過半数を保有する投資企業がその被投資企業を支配している。他方、投資企業が複数の要素(一部は前頁の図に示されている)を検討しなければならない、より複雑な分析を要するケースもある。

前頁の図は、投資企業が被投資企業に対する支配の有無を判定するために行うべき分析の概要を示しているが、IFRS第10号は図中のすべての分析を行うことを投資企業に義務付けているわけではない。また、IFRS第10号は分析の順序については規定していない。

#### 4.4.2 目的及びデザインの検討

##### 目的及びデザイン—概要の検討

##### IFRS 10.B5

投資企業は、分析の様々な段階において被投資企業の目的及びデザインを検討する。投資企業はまず、以下のすべての項目を特定するために被投資企業の目的及びデザインを検討する。

- 関連する活動は何か。
- 関連する活動に関する決定がどのように行われるか。
- 誰が関連する活動を指示する現在の能力を有するか。
- 関連する活動から生じるリターンを誰が享受するか。

この段階では、投資企業は被投資企業の目的及びデザインの概要を検討する。

##### 目的及びデザイン—潜在的議決権

##### IFRS 10.B48

投資企業は、被投資企業の目的及びデザインを、保有する潜在的議決権の観点からも検討する。8.2.4に記載のとおり、この検討には、潜在的議決権の契約条件及びその契約条件に合意した理由の分析も含まれる。

##### 目的及びデザイン—議決権以外の方法で支配されている被投資企業

##### IFRS 10.B51, B53

投資企業はまた、図に示されているとおり、議決権以外の権利が支配の有無の判定に関連しているケースにおいても被投資企業の目的及びデザインを検討する。8.3.1に記載のとおり、この検討においては、設立時における被投資企業のデザイン、意思決定及び契約上の取決めへの投資企業の関与、あらかじめ定められた活動の有無、並びに被投資企業がデザインどおりに活動し続けることに対する投資企業のコミットメントの有無も考慮する。

##### 目的及びデザイン—代理人関係の分析

##### IFRS 10.B63

投資企業は、意思決定者が代理人か否かを分析する際(特に、意思決定権の範囲を分析する際)も、被投資企業の目的及びデザインを検討する(10.1.1参照)。

##### 目的及びデザイン—開示

##### IFRS 12.B7

投資企業は、開示の要否を判定する際も、被投資企業の目的及びデザインを検討する(13章参照)。

## 5. 被投資企業を識別する

被投資企業の定義はIFRS第10号では規定されていないが、この用語はIFRS第10号上、投資企業の子会社である企業またはその可能性のある企業(みなし事業体を含む)を意味するものとして使用されている。

### 考察—投資企業と被投資企業の定義は規定されていない

IFRS 10.BCZ182

他の基準書(IFRS第10号の結論の根拠に含まれている一部のパラグラフを含む)では、「投資企業」及び「被投資企業」という用語を他の意味で使用しているケースがある。すなわち、「投資企業」を(親会社ではなく)被投資企業に対する支配を有していない企業という意味で用いているケースや、「被投資企業」を子会社以外の企業という意味で用いているケースがある。

### 5.1 特定の資産・負債に対する支配

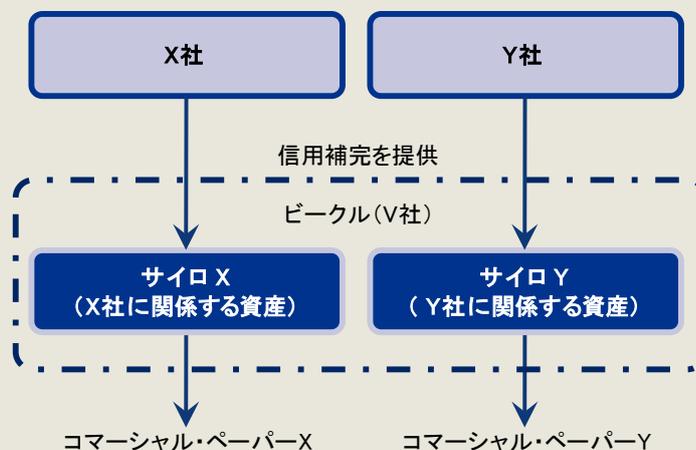
IFRS 10.B76, B77

投資企業による被投資企業に対する支配の有無は、原則として、法的事業体(legal entity)のレベルで判定する。ただし、一部のケースでは、投資企業が被投資企業の特定の資産・負債に対してのみパワーを有することがあり、そのような資産・負債はみなし独立事業体(deemed separate entity)として取り扱う。これを新しい基準書では「サイロ」と表現している(Appendix 1を参照)。この取扱いは、以下の要件を両方とも満たす場合にのみ適用される。

- サイロの資産、負債及び資本が、実質的に事業体全体から独立しており、サイロのすべての資産は、サイロの特定の負債を決済するために用いられる唯一の原資であり、事業体の債務のうちそのサイロに帰属しない債務の決済には充当できないこと
- サイロに帰属する負債に対して責任を負わない他の当事者が、サイロの資産及びその残余キャッシュフローに関連する権利・義務を有していないこと

#### 設例—サイロのストラクチャー

X社とY社は、ビークルであるV社に売掛金を譲渡するとともに信用補完を行う。V社はコマーシャル・ペーパーを発行することにより両社の資金調達ビークルとして行動する。譲渡資産についてのクロス担保契約は締結されていない。



クロス担保契約が締結されていないため、オリジネーターであるX社とY社はそれぞれ、特定のサイロ(譲渡された売掛金である金融資産と、発行したコマーシャル・ペーパーに係る負債)を支配しているか否かを分析する。

*IFRS 10.B79*

ある当事者がサイロを支配しているケースでは、他の当事者は事業体全体に対する支配の有無及び連結の要否を検討する際に、そのサイロの資産・負債を除外する。IFRS第10号は、投資企業による支配の評価の対象である法的事業体及びみなし事業体のことを、被投資企業と表現している。

**考察—サイロは法人格のない事業体とは異なる**

*IAS 27.4*

サイロは、IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号における法人格のない事業体とは異なる。法人格のない事業体とは、企業と同一の特徴を有する事業体のうち法人格のないものをいう(例:パートナーシップ)。

サイロは通常、SIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEの内部(特に、マルチセラー型SPE。より一般的には、金融サービス・セクター)に存在すると考えられる。また、不動産セクターにおいても使途制限付資産(ring-fenced asset)は存在する。

IFRS第10号の規定するサイロが法的事業体に含まれているか否かを判定する際は、慎重かつ詳細な検討を行う必要がある。

**IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点**

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号には、投資企業が被投資企業の特定の資産・負債に対するパワーを有しているケースについての特別の規定はない。SIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEに関連するサイロについてのKPMGの見解は、KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.200)を参照。ただし、IFRS第10号はSPEとSPE以外の被投資企業とを区別していないため、SPE以外の事業体については上記のガイダンスは新しいガイダンスとなる。

## 6. 被投資企業の関連する活動を識別する

*IFRS 10.A* 被投資企業の関連する活動とは、被投資企業の活動のうち、被投資企業のリターンに重要な影響を及ぼすものをいう(Appendix 1を参照)。

*IFRS 10.BC56-BC59* 「被投資企業の活動のうち、被投資企業のリターンに重要な影響を及ぼすもの」という文言は、支配の有無を評価する際に分析すべき被投資企業の活動について詳細なガイダンスを提供するために使用されている(特に、特定の事象が発生するまではその活動が被投資企業のリターンにほとんど(またはまったく)影響を及ぼさない事務管理上の活動のみに事前決定されているケース)。被投資企業の活動について事前決定されている事項が多いほど、関連する活動に対するパワーの評価における被投資企業のデザインの重要性は高くなる。

*IFRS 10.13, B11-B13 B53* IFRS第10号は、以下のようなケースが存在する可能性を指摘している。

- 被投資企業が、リターンに重要な影響を与える様々な営業活動及び財務活動を有しているケース(6.1参照)
- 複数の投資企業が、同一の被投資企業の別個の関連する活動について指示する能力をそれぞれ有しているケース(6.2参照)
- 関連する活動が、特定の状況または事象が生じた場合にのみ行われることとなっているケース(6.3参照)

### 考察—判断が必要となる

被投資企業のリターンに重要な影響を及ぼす活動を識別する際は、判断の要素が極めて大きくなりうる。

### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号には、支配の有無の判定における被投資企業の関連する活動についてのガイダンスは含まれていない。

### 6.1 営業活動及び財務活動の範囲

*IFRS 10.B11, B12* 多くの被投資企業では、様々な営業活動及び財務活動がリターンに重要な影響を及ぼしている(例:商品の販売、金融資産の管理、営業用資産の購入・処分、研究開発活動の管理、資金調達ストラクチャーの決定)。

そのようなケースでは、リターンに影響を及ぼす意思決定には、営業上及び資本上の根幹的な意思決定(例:予算に関する意思決定)や、経営幹部(key management personnel)または他のサービス提供者の任命、解雇及び報酬に関する意思決定が、含まれうる。

### 6.2 複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有するケース

*IFRS 10.13, B13* 複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有しているケースがある。そのようなケースでは、被投資企業のリターンに「最も重要な」影響を与える活動について指示する現在の能力を有する投資企業がパワーを有する。この原則は、複数の関連する活動が異なる時点で発生するケースにも適用される。

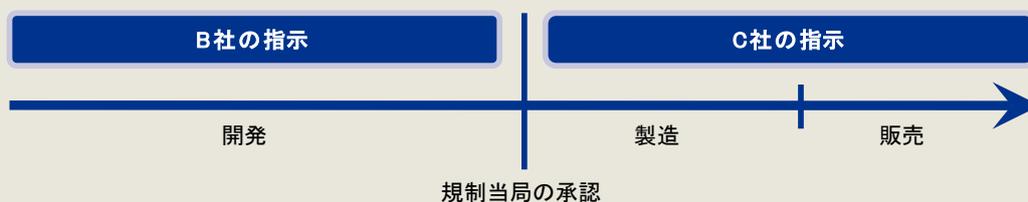
**IFRS 10.BC85-BC91** 複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有しうるケースとしては、例えば以下のケースがあげられる。

- 資産は1社により管理されているが資金調達はその他の企業により行われているケース
- マルチセラー型導管体 (conduit) 及びマルチセラー型証券化スキーム

#### 設例—複数の投資企業がそれぞれ被投資企業の異なる活動を指示する能力を有しているケース

**IFRS 10.B13**

投資企業であるB社及びC社は、X社を設立した。被投資企業であるX社は、まず医薬品の開発に従事し、開発の完了後にその医薬品の製造・販売を行う予定である。B社は開発活動に関する意思決定を単独で行う権利を有し、C社は製造・販売活動に関する意思決定を単独で行う権利を有する。いずれの活動もX社の「関連する活動」に該当する。



B社及びC社はそれぞれ、以下の要素を検討し、X社のリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を識別する。

- X社の目的及びデザイン
- 利益マージン、収益、X社の価値及び医薬品の価値の決定要素
- B社及びC社それぞれの意思決定権がX社のリターンに及ぼす影響
- B社及びC社それぞれの、X社のリターンの変動性に対するエクスポージャー
- 規制当局の承認に関する不確実性、及び規制当局の承認を受けるために必要な取組み
- 開発フェーズ完了後、B社とC社のどちらがその医薬品を支配するか

#### 考察—支配に関する単一の結論

KPMGは、B社とC社のどちらがパワーを有しているかについての結論は、事実及び状況に変更が生じた場合を除き、プロジェクト全体に対して、かつ(一時点ではなく)プロジェクトの全期間にわたって適用されると考えている。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号のもとでの結論は、IFRS第10号のもとでの結論とは必ずしも一致しない。

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号のもとでは、投資企業はまず、被投資企業がSPEか否かを判定する。原則として、開発活動の成功時に製造活動を行うことを予定している事業体は、SPEには該当しない。被投資企業がSPEでないと仮定した場合、IAS第27号(2008年版)のもとでは、いずれの投資企業も支配(または共同支配)を有しておらず、それぞれが被投資企業に対する重要な影響力のみを有している、という結論もありうる(各投資企業及び他の当事者が保有する議決権により、結論は異なりうる)。

## 6.3 関連する活動が、特定の状況または事象が発生した場合にのみ行われるケース

*IFRS 10.B53*

関連する活動が、特定の状況または事象が生じた場合にのみ行われることとなり、その時点までの活動に対する指示が予め決定されているケースがある。そのようなケースでは、それらの状況または事象の発生時に行われる決定のみがリターンに重要な影響を及ぼす活動であると考えられるため、そのような決定を行うパワーを有する企業が支配を有する。

### 設例－関連する活動が、債権のデフォルト時にのみ行われるケース

*IFRS 10.B53*

被投資企業の唯一の資産は債権であり、関連する活動はデフォルト時における債権の管理活動のみであるとす。IFRS第10号のもとでは、支配の有無の評価において、関連する活動が債権のデフォルト時にのみ行われるという事実は考慮しない。また、債権のデフォルト時における管理活動についての意思決定は、被投資企業のリターンに重要な影響を与える唯一の意思決定であるため、支配の有無の評価においては債務不履行の発生可能性も考慮しない。したがって、債権のデフォルト時における管理活動に対してパワーを有する投資企業が、被投資企業に対する支配を有する(債務不履行前の期間を含む)。

## 7. 関連する活動に関する決定がどのように行われているかを識別する

### IFRS 10.B6

IFRS第10号によれば、投資企業はまず、関連する活動に関する決定がどのように行われているかを分析する。この分析では、パワーと議決権との間の関連性の有無(すなわち、被投資企業が議決権を通じて支配されているか、または他の権利を通じて支配されているか)に焦点を当てる。

パワーと議決権との間の関連性の有無により、いずれの投資企業が被投資企業に対するパワーを有しているかを分析する方法は異なる。

### 7.1 被投資企業が議決権を通じて支配されている場合

#### IFRS 10.11, B6

被投資企業が資本性金融商品を通じて支配されており、意思決定を変更させるような追加的な取決めがない場合は、どの投資企業が被投資企業の関連する活動を指示する十分な議決権を有しているかということに焦点を当ててパワーに関する分析を行う。

#### IFRS 10.B6

最も単純なケースでは、議決権の過半数を保有する投資企業が被投資企業に対するパワー(及び支配)を有する。議決権及び潜在的議決権を通じた支配の評価に関する詳細な説明については、7.2を参照。

### 7.2. より複雑なケース

#### IFRS 10.B3, B7

より複雑なケースでは、支配の評価における決定要因の検討(すなわち、議決権か他の権利か)及び支配企業の識別に際して様々な要因が関連するため、以下のすべての項目を分析する。

- 被投資企業の目的及びデザインがどのようなものであるか。
- 関連する活動は何か。
- 関連する活動に関する決定がどのように行われているか。
- 投資企業が被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされているか(または変動するリターンに対する権利を有しているか)。
- 投資企業が、被投資企業のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを被投資企業に対して行使する能力を有しているか。

### 7.3 議決権がパワーの有無に関連していないケース

#### IFRS 10.B8

議決権がパワーの有無に関連しないように(その代わりに、他の権利がパワーの有無に関連するように)デザインされている被投資企業も存在する。そのような被投資企業は、原則としてIFRS第12号における「仕組事業体」の定義に該当する(13.4参照)。

そのようなケースでは、被投資企業の目的及びデザインを検討する際に以下の項目を考慮する。

- 被投資企業のデザインに起因するリスク
- 取引に関わる当事者に移転するようにデザインされているリスク
- 投資企業がそれらのリスクの一部または全部に対するエクスポージャーを有しているか否か

リスクを検討する際は、ダウンサイド・リスクとアップサイド・リターンの可能性との両方を考慮する。

議決権がパワーの有無に関連しない被投資企業についての詳細な説明は、8.3を参照。

#### 考察—SIC解釈指針第12号との比較

IFRS 12.BC84

KPMGは、SIC解釈指針第12号の適用を受ける事業体は、原則として、議決権とパワーとの間に関連性がないようにデザインされている被投資企業に該当すると考えている。ただし、KPMGは、SIC解釈指針第12号の適用を受けない事業体であっても、議決権とパワーとの間に関連性がないようにデザインされている被投資企業に該当するケースがあると考えている。

Appendix 4の対応関係表は、IFRS第10号のどのパラグラフが議決権及び潜在的議決権を通じて支配されている企業に対して適用されるか、及びどのパラグラフがそれ以外の企業に適用されるかを示している。

## 7.4

### 関連する活動に関する決定がどのように行われているかを継続的に分析する

4.2に記載のとおり、投資企業は、関連する活動に関する決定がどのように行われているかを継続的に分析する。例えば、意思決定権の変更は、関連する活動が議決権でなく契約上の取決めを通じて決定されるようになったことを示唆しうる。

#### 設例—議決権の関連性の変更

S社は、資本性金融商品を通じて支配される事業体として設立された。L社はS社の議決権の60%を保有しており、M社とN社がそれぞれ20%ずつ保有している。意思決定権に関する契約上の取決めはないため、L社がS社を支配していると結論付けられた。

S社は、設立後の数年間にわたり予期せぬ多額の損失を計上したため、純資産がマイナスとなった。M社は、S社の事業活動の継続のために多額の資金拠出を行い、それと引換えに、S社の関連する活動を指示する経営幹部の一部を任命する権利及びS社の通常の事業活動上の予算を承認する権利を獲得した。

この設例では、S社は議決権とパワーとの間に関連性がない事業体になったと結論付けうる。

## 8. 関連する活動に対するパワーを投資企業が有しているか否かを判定する



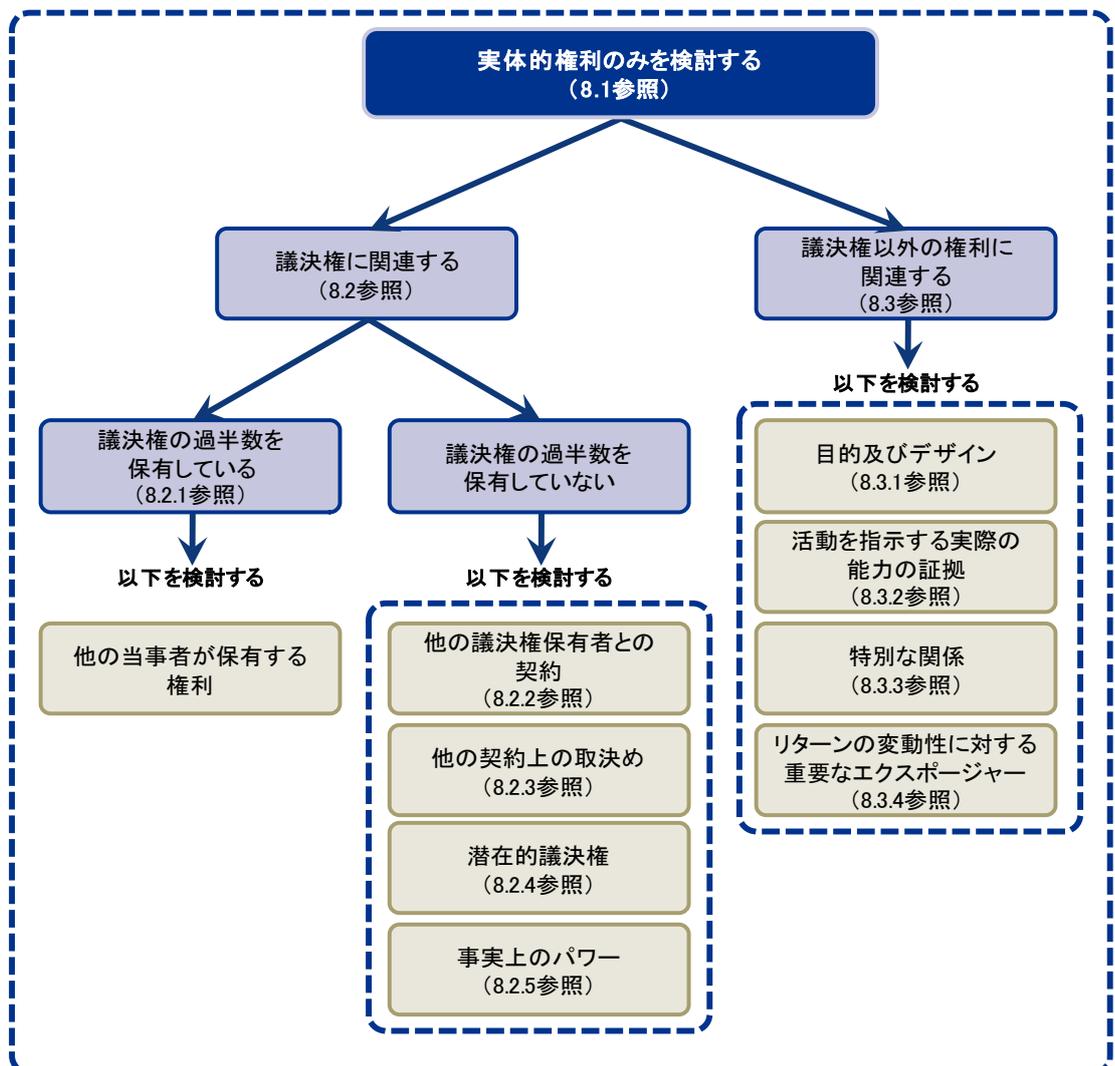
IFRS 10.10

被投資企業から生じるリターンに重要な影響を与える活動について指示する現在の能力をもたらす権利を投資企業が有している場合、投資企業は被投資企業に対するパワーを有していることになる。

IFRS 10.11, B14, B15

パワーは権利に基づいて生じる。被投資企業の重要な活動に対するパワーを投資企業にもたらす権利(単独または組合せ)の種類は様々であり、現在の及び潜在的な議決権、被投資企業の経営幹部の任免権、並びに事業運営契約に基づく意思決定権が含まれる。

以下の図は、投資企業が保有する権利がパワーをもたらすものであるか否かを判定する際の分析事項の概要を示したものである。



## 8.1 実体的権利のみを検討する

### IFRS 10.B22

パワーを評価する際は、投資企業及び他の当事者が保有する実体的権利のみを考慮する。現行基準とは異なり、IFRS第10号は投資企業に対して、自社が保有する実体的権利と他の当事者が保有する実体的権利との両方を考慮することを明示的に義務付けている。多くの場合は実質的参加権の評価における現行の実務と同様の結論になると考えられるが、場合によっては現行の実務とは異なる結論に至る可能性もある(例えば、解任権に関して)。

### IFRS 10.B24

実体的権利であるためには、関連する活動に関する決定を行う時点でその権利が行使可能であり、かつ、保有者がその権利を行使する実際の能力を有している必要がある。

### IFRS 10.B25, BC106

他の当事者が行使可能な実体的権利を保有している場合は、被投資企業の関連する活動に関する決定を承認または拒否する能力を権利保有者に付与するだけのものではなかったとしても、投資企業による被投資企業の支配を妨げる可能性がある。他の当事者が潜在的な議決権、解任権または同様の権利を保有している場合も、投資企業による被投資企業の支配を妨げる可能性がある。

### 8.1.1 実体的権利か否かの判定

#### IFRS 10.B23

権利が実体的なものか否かを判定する際は、以下の項目を含むすべての入手可能な事実及び状況を考慮しなければならない。

#### 権利保有者による権利の行使を妨げる障壁があるか

障壁の例:

- 金銭的制裁・インセンティブ
- 金銭的障壁を創出する転換価格・行使価格
- 権利行使の可能性を低くする契約条件
- 権利保有者による権利の行使を可能とする明確で合理的な仕組みの欠如
- 権利保有者が権利を行使するうえで必要な情報を入手することができないこと
- 権利保有者による権利の行使を妨げる、行使上の障壁・インセンティブ

#### 権利が行使可能または実行可能となるためには複数の当事者の合意が必要か

権利の行使を希望する複数の権利保有者に対して権利を集团的に行使する実際の能力を付与する仕組みの存在が必要

- そのような仕組みの欠如は、その権利が実体的なものではないことを示唆する
- 権利の行使に合意する必要がある当事者の数が多いほど、実体的権利である可能性は低くなる
- 取締役会が行使できる排除権は、多数の投資企業が個々に権利を行使できる排除権よりも、実体的権利である可能性が高い

#### 権利保有者が権利の行使により便益を享受するか

潜在的議決権がイン・ザ・マナーの状態にある場合、または投資企業が権利の行使により他の便益を享受することができる場合(例:投資企業と被投資企業との間でシナジー効果を得られる場合)は、実体的権利である可能性が高い。

#### 設例—関連する活動と議決権の行使との関係

### IFRS 10.B24

被投資企業であるS社の活動は議決権を通じて支配されている。関連する活動を指示する決定は、S社の年次株主総会でされる。次回の年次株主総会の開催時期は8ヵ月後である。株主は、関連する活動に関する現在の方針を変更するために臨時株主総会の開催を求めることができるが、他の株主への事前通知義務があるため、臨時株主総会の開催可能時期は最短で30日後である。

以下のシナリオは、それぞれ独立したシナリオである。

**シナリオ1**

投資企業M社がS社の議決権株式の過半数を保有しているケースを考える。このケースでは、M社は関連する活動に関する決定を行うべき時点でその決定を行うことができるため、M社の議決権は実体的なものであると判定される。M社の議決権の行使可能時期が最短30日後であるという事実は、M社がパワーを有することを妨げるものではない。

**シナリオ2**

投資企業N社が、S社の議決権株式の過半数を取得するオプションを有しているケースを考える。そのオプションの行使可能時期は25日後であり、現在ディープ・イン・ザ・マネーの状態にあるとする。このケースでは、N社の権利は、議決権の過半数を有するシナリオ1のM社の権利と実質的に同等であると判定される。なぜなら、臨時株主総会の開催前にN社の権利は行使可能な状態となるため、N社はオプションの保有者として、関連する活動に関する決定を行うべき時点でその決定を行うことができるからである。

なお、臨時株主会議を開催するにあたり必要な日数は、既存の株主の場合は30日であるが、(まだ株主でない)N社の場合は55日(25日+30日)である。オプションの行使可能時期は25日後であるが、既存の株主が臨時株主会議を開催するには30日かかるため、臨時株主会議が開催されるまでにN社の潜在的議決権は現実の議決権となりうる。オプションがディープ・イン・ザ・マネーの状態にあるという事実とあわせて検討すると、N社の権利は実体的権利であるといえる。

**シナリオ3**

投資企業P社が、S社の議決権株式の過半数を6ヵ月後に受け取る先渡契約を締結しているケースを考える。上記の2つのシナリオと異なり、P社はS社の関連する活動を指示する現在の能力を有していないため、P社の権利は実体的なものではないと判定される。このケースでは、先渡契約の決済日が6ヵ月後であるため、S社の関連する活動を指示する現在の能力を有しているのは既存の株主である。ただし、権利が実体的なものか否かの分析は継続的に行うものであるため、決済日が近づくに従って、P社の権利が実体的権利であると結論付けられる可能性は高くなる(例: 決済日が30日後となった時点)。

**考察—株主間において交渉の行き詰まり(デッドロック)が生じた場合に行使可能となるコール・オプション**

投資企業が、デッドロックが生じた場合に行使可能となるコール・オプションを通じて一方的に意思決定を行う能力を有しているケースがある。このようなケースでは、IAS第27号(2008年版)のもとでのKPMGの見解では、その投資企業が被投資企業を支配している(KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.80)を参照)。他方、IFRS第10号のもとでは、この潜在的議決権が実体的なものか否かの判定には判断の要素がより多く含まれると考えられる。

**8.1.2****実体的権利か防御的権利か***IFRS 10.14, B26–B29*

防御権は、被投資企業の活動の根本的な変更に関連するものであるか、または例外的な状況においてのみ適用される権利であるため、その保有者にパワーを付与することも、他の当事者がパワーを入手して被投資企業を支配することを妨げることもできない。なお、将来の事象を条件とするすべての権利が防御権であるとは限らない(6.3参照)。

**考察—U.S. GAAPの参照**

IFRSベースで財務報告を行う企業は、一般に、参加権及び防御権に関する現行のU.S. GAAPのガイダンスを適用している。KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.80)では、この論点を詳細に説明するとともに、防御権の例として以下の項目を承認する権利をあげている。

- 定款の変更
- 関係会社間取引の価格設定
- 清算または破産手続の開始
- 株式の発行または買戻し

これらの例示はIFRS第10号に記載されているものではないが、KPMGは、関係会社間取引の価格設定を承認する権利を除き、上記の例示は被投資企業の活動の根本的な変更に関係するものであるためIFRS第10号の防御権の定義に該当すると考えている。ただし、IFRS第10号の適用により実務の変更が生じる可能性は残る。

また、IFRS第10号のもとでは、投資企業はすべての権利について、実体的権利か防御権かを分析する必要がある(自社が保有する権利か他の当事者が保有する権利かを問わない)。他の当事者が保有する解任権(排除権)についても分析を行うことが必要であり、投資企業による被投資企業の支配がこれらの権利によって阻止されるケースもある。IAS第27号(2008年版)には解任権に関する規定がなく、解任権の取扱いについての実務も必ずしも統一されていないため、IFRS第10号の適用により、支配に関する結論に変更が生じるケースがあると考えられる。IAS第27号(2008年版)における解任権に関する説明はKPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.80.70)を参照。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IFRS第10号には他の当事者の権利(特に防御権)に関するガイダンスがあるが、IAS第27号(2008年版)にはない。

### 8.1.3

#### フランチャイズ契約

##### IFRS 10.B29-B32

IFRS第10号は、フランチャイズ契約について、フランチャイザーが保有している権利が(フランチャイザーのブランドを保護するようにデザインされている)防御権であるか、実体的権利であるかを判定する際のガイダンスを提供している。IFRS第10号はまた、フランチャイザーの権利は、フランチャイジーに対するパワーをフランチャイザー以外の当事者が持つことを必ずしも制限するものではないと規定している。

##### IFRS 10.B33

フランチャイザーによる資金援助の度合いが低いほど、またフランチャイジーから生じるリターンの変動性に対するフランチャイザーのエクスポージャーが小さいほど、フランチャイザーが防御権しか保有していない可能性は高くなる。

#### 考察—フランチャイジーを連結するケースは少なくなる

このガイダンスには、フランチャイザーがフランチャイジーを連結すべきであると結論付けるケースを明示的に限定しようとするIASBの意図が反映されていると考えられる。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号(2008年版)には、フランチャイズ契約に関するガイダンスはない。

## 8.2

### 議決権

##### IFRS 10.B34-B50

投資企業は、以下のいずれかの状況で被投資企業の関連する活動について議決権を通じて指示している場合は、原則として被投資企業に対するパワーを有している。

- 投資企業が議決権の過半数を保有しているケース
- 投資企業が保有する議決権は過半数に満たないが、以下のいずれかの条件を満たしているケース
  - 他の議決権保有者の合意を得ていること
  - 他の契約から生じる権利を保有していること
  - 被投資企業の重要な活動について決定する際に行使可能な潜在的議決権を有していること

- 被投資企業の関連する活動を一方的に指示する上で十分な議決権を保有していること
- 上記の組合せ

### 8.2.1 投資企業が議決権の過半数を保有しているケース

IFRS 10.B35

投資企業の議決権の行使によって、被投資企業の活動を指示することができる場合、または被投資企業の統治機関のメンバーの過半数を任命できる場合は、以下のケースを除き、投資企業はパワーを有していることになる。

IFRS 10.B36, B37

- 議決権が実体的なものでないケース
- 議決権が、被投資企業の関連する活動を指示する現在の能力を投資企業にもたらさないケース
- 他の当事者が被投資企業の関連する活動を指示する現在の能力を有しており、かつその当事者が投資企業の代理人でないケース

例えば、被投資企業の関連する活動が破産管財人または規制当局により指示されているケースでは、投資企業は被投資企業を支配していない。

### 8.2.2 投資企業が保有する議決権は過半数に満たないが、他の議決権保有者の合意を得ているケース

IFRS 10.B39

投資企業は被投資企業の議決権の過半数を保有していなくてもパワーを有するケースがある(例:他の議決権保有者との合意により、議決権行使の委任を受けているケース、パワーを獲得する上で十分な数の他の議決権保有者に対して議決権の行使内容を指示できるケース)。

#### 設例—株主間の契約上の取決めが議決権に優先するケース

E社及びF社はそれぞれ、G社の議決権の40%及び60%を保有している。議決権の保有割合上はF社がG社に対するパワーを有しているように考えられるが、F社は、G社の事業領域における経験がないことを理由として、E社の意思に沿って議決権を行使するという契約上の取決めをE社と締結している。このような契約上の取決めが存在するケースでは、G社に対するパワーを有するのはE社である。

#### 考察—株主間の契約上の取決めの内容

株主間の契約上の取決めに基づいて被投資企業に対するパワーの帰属先を判定する際は、契約期間及び契約解除条項についても考慮しなければならない。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS 27.13

IAS第27号(2008年版)にも同様のガイダンスが含まれている。

### 8.2.3 投資企業が保有する議決権は過半数に満たないが、他の契約から生じる権利を保有しているケース

IFRS 10.B40

投資企業は被投資企業の議決権の過半数を保有していなくてもパワーを有するケースがある(例:他の契約で定められた権利を議決権と組み合わせることにより、被投資企業のリターンに重要な影響を与える被投資企業のプロセスの一部を指示する現在の能力が投資企業にもたらされるケース)。指示対象のプロセスの例としては、被投資企業の製造プロセスや他の営業・財務活動があげられる。

## 8.2.4

## 投資企業が保有する議決権は過半数に満たないが、潜在的議決権を保有しているケース

IFRS 10.B47-B50

潜在的議決権は、すべての議決権と同様に、「実体的権利」である場合にのみ考慮する(8.1参照)。

IFRS 10.B48

潜在的議決権の分析においては、その目的及びデザイン(潜在的議決権の条件及びその理由を含む)、並びに投資企業が被投資企業に対して有する他の関与の目的及びデザインについても検討する(4.4.2参照)。この分析には、潜在的議決権等の契約条項の検討、並びに合意に至る上での明示的な期待事項、動機及び理由の検討も含まれる。

## IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

支配の評価においては、IFRS第10号のもとでは、潜在的議決権のうち実体的権利であるものをすべて考慮する。他方、IAS第27号(2008年版)のもとでは、「現時点で行使可能な」潜在的議決権を考慮する。

この差異により、以下のようなケースでは支配に関する結論に変更が生じる可能性がある。

- 現時点で行使可能な潜在的議決権が実体的権利とみなされないケース(例:行使価格がディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるケース)
- 現時点で行使可能でない潜在的議決権が実体的権利とみなされるケース(例:被投資企業の関連する活動に関する指示内容を決定する時点で権利が行使可能であるケース。8.1.1にある設例のシナリオ2を参照)

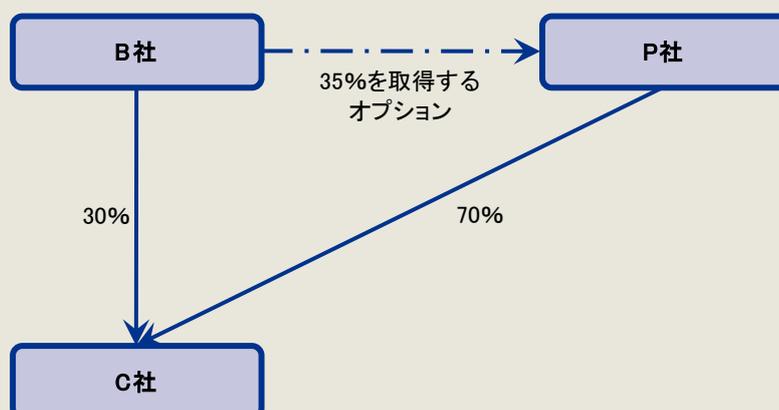
## 考察—判断の要素が大きくなる

IFRS第10号における実体的権利か否かの判定は、IAS第27号(2008年版)における現時点で行使可能な権利か否かの判定よりも、判断の要素が大きくなる。

IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、潜在的議決権の目的及びデザインが、潜在的議決権が実体的権利か否かの分析に及ぼす影響は必ずしも明らかでないが、この分析では潜在的議決権の付与・取得に関係する当事者の意図も考慮する必要があると考えられる。IAS第27号(2008年版)のもとでは、現時点で行使可能な権利か否かを判定する際に当事者の意図を考慮することは求められていない。

## 設例—潜在的議決権がアウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるケース

B社及びP社はそれぞれ、C社の議決権の30%及び70%を保有している。B社はまた、P社が保有する議決権の半分(35%)を取得するオプションも有している。



このオプションは、今後2年間にわたり、あらかじめ定められた価格でいつでも行使することができるが、現在はディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあり、この状態が今後2年間続くことが予想される。過去、P社は議決権を行使し積極的にC社の活動を指示している。

#### IFRS第10号のもとでの分析

*IFRS 10.B50*

P社がC社の関連する活動を指示する現在の能力を有していると考えられ、パワーの要件を満たすのはP社である可能性が高い。

オプションの契約条件上、B社が保有する潜在的議決権は実体的なものとはみなされない。ただし、今後2年間にわたるオプションの価値(moneyiness)に重要な変化が生じた場合は、B社が保有する潜在的議決権が実体的権利と判定され、B社が支配を獲得した(P社が支配を喪失した)という結論に至ることもありうる。

#### IAS第27号(2008年版)のもとでの分析

*IAS 27 (2008) G1-IG8*

B社がC社を支配している可能性が高い。

経済的実質を欠くものであるケース(例:可能性のあるすべての状況のもとで行使または転換を妨げるように行使価格が設定されているケース)を除き、B社が保有する潜在的議決権を考慮する。

#### 設例—潜在的議決権がイン・ザ・マネーの状態にあるケース

X社は、Z社の議決権の過半数を取得するオプションを保有している。そのオプションは25日後に行使可能であり、現在ディープ・イン・ザ・マネーの状態にある。Z社の関連する活動は、年次株主総会で決定される。次回の年次株主総会は8か月後に開催される予定である。なお、株主は、関連する活動に関する現在の方針を変更するために臨時株主総会の開催を求めることができるが、他の株主への事前通知義務があるため、臨時株主総会の開催可能時期は最短で30日後である。

#### IFRS第10号のもとでの分析

*IFRS 10.B24*

他の要因がない限り、X社がZ社を支配している可能性が高い。

X社の権利は、他の株主の権利と実質的に同等であるため、X社が保有する潜在的議決権は実体的なものであり、したがってX社がZ社を支配しているか否かを判定する際に考慮される。

#### IAS第27号(2008年版)のもとでの分析

*IAS 27 (2008) G1-IG8*

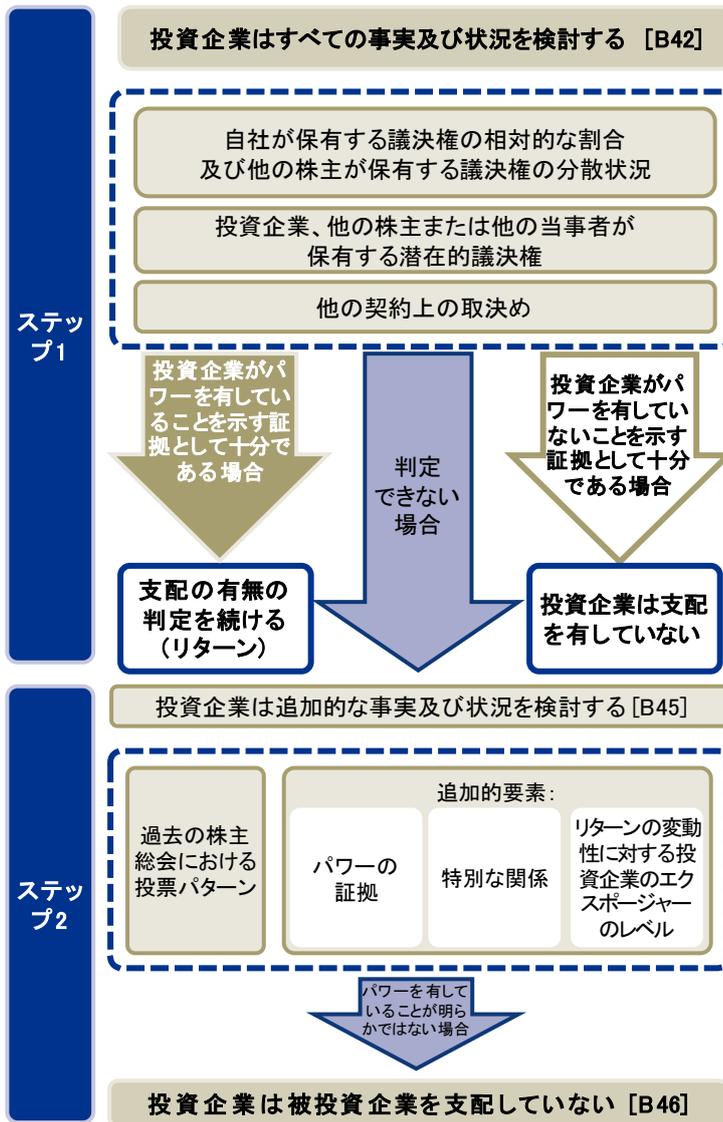
他の要因がない限り、X社はZ社を支配していない可能性が高い。

X社が保有する潜在的議決権は、「現時点で」行使可能なものでないため、X社がZ社を支配しているか否かを判定する際に考慮されない。

8.2.5

投資企業が被投資企業に対するパワーを「事実上 (de facto)」有しているケース

IFRS第10号は、投資企業が保有する議決権が過半数に満たなくてもパワーをもたらすのに十分か否かを判定する際に、以下の2つのステップからなる分析を行うことを求めている。



潜在的議決権または他の契約に基づく権利を保有していなくても、投資企業の議決権数が他の議決権保有者または議決権保有者グループと比較して著しく多い場合は、パワーの重要な証拠となりうる。それ以外の場合は、第1ステップで考慮する3つの要素は投資企業がパワーを有していないことを示す重要な証拠となりうる。

第1ステップの分析だけでは判定できない場合、投資企業は以下の第2ステップの分析を行う。

投資企業の保有議決権数が少ないほど、また他の議決権保有者の分散の程度が低いほど、第2ステップの図中の3つの追加的要素(特に、パワーの証拠)の重要性は大きくなる。

「過去の株主総会における投票パターン」の意味を説明しているIFRS第10号の適用指針によれば、投資企業は、他の株主の投票内容(すなわち、他の株主の投票内容が投資企業の投票内容と同じか否か)ではなく、株主総会に通常出席する株主の議決権の総数(すなわち、株主総会で行使される通常の議決権数)を検討する。

## 設例－事実上のパワー

IFRS 10.B43

## シナリオ1

P社は、S社の議決権の48%を保有している。残りの議決権は数千人の株主により保有されており、各株主の議決権保有割合はすべて1%以下である。株主間における、投票内容の事前相談や共同意思決定に関する取決めはない。また、シナリオ3と異なり、P社以外の株主間で投票内容の事前調整を行うことは容易ではない。このケースでは、P社の保有議決権の絶対数及び他の株主の保有議決権との相対的な割合に基づき、P社は十分に支配的な議決権を有し、パワーの要件を満たしていると考えられる。

第1ステップの分析だけでP社がパワーを有していると判定することができる。

IFRS 10.B44

## シナリオ2

P社は、S社の議決権の45%を保有している。他の2社（P社の関係会社ではない）がそれぞれS社の議決権の26%ずつを保有している。残りの3%の議決権の保有者は分散している。意思決定に影響を及ぼす他の取決めはない。このケースでは、P社の保有議決権の絶対数及び他の株主の保有議決権との相対的な割合に基づき、P社によるS社の支配を妨げる上で他の2社だけが協力すれば足りるため、P社はパワーを有していないと考えられる。

第1ステップの分析だけでP社がパワーを有していないと判定することができる。

IFRS 10.B45

## シナリオ3

P社は、S社の議決権の35%を保有している。他の3社がそれぞれS社の議決権の8%ずつを保有している。残りの41%の議決権の保有者は分散しており、各株主の議決権保有割合はすべて1%以下である。意思決定に影響を及ぼす他の取決めはない。このケースでは、P社の保有議決権の絶対数及び他の株主の保有議決権との相対的な割合だけでは、P社の権利がパワーをもたらす上で十分か否かを判定することができない。

第1ステップの分析だけでP社がパワーを有しているか否かを判定することができないため、第2ステップの分析を行う。

過去、十分な数の他の株主がP社と同じ内容の投票を行ってきたため、P社がS社の関連する活動を指示してきた。S社の関連する活動に関する決定を行うためには、株主総会で過半数の承認投票を得る必要がある。最近の株主総会では、議決権数の75%に当たる投票が行われている。すなわち、S社の「アクティブ」な議決権数のうち、P社の保有議決権数が占める割合は47%（35÷75）である。

第2ステップの分析において、最近の株主総会で、他の株主が議決権を行使するか否かを検討した結果、P社はS社の関連する活動を一方的に指示する実際の能力を有していないと考えられる。

## IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IFRS第10号では、パワーの分析を行う際に事実上のパワーについても考慮することが明示的に義務付けられている。また、被投資企業に対するパワーを事実上保有しているか否かを判定する方法に関するガイダンスも提供されている。

事実上の支配に関するIAS第27号(2008年版)上の取扱いについては、KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.30)において詳細に説明している。KPMGの経験では、多くの企業はIAS第27号(2008年版)のもとで、支配する能力の有無の判定を法律上または契約上の観点からの分析に基づいて行っているため、IFRS第10号の適用により、過半数の議決権を有していない株主が被投資企業を連結するケースは増加すると考えられる。

企業がIAS第27号(2008年版)のもとで、支配する能力の有無を事実上の状況に基づいて分析しているケースであっても、IFRS第10号の適用指針に従った場合、異なる結論に至る可能性がある。KPMGの経験では、IAS第27号(2008年版)における事実上の支配の概念のもとでは、投資企業と同じ内容の投票を行うと予想される他の株主の数は考慮するが、他の株主が議決権を行使するか否かについては必ずしも考慮しない。

### 考察一判断の要素の大きい領域

投資企業が被投資企業に対する事実上の支配を有しているか否かの判定には、判断の要素が大きく関係する(例:いずれの時点で投資企業の保有議決権割合が十分とみなされるかの判定や、他の株主が十分に分散しているか否かの判定)。

また、4.2に記載のとおり、投資企業が被投資企業に対する事実上の支配を獲得した日を正確に把握することは必ずしも容易ではないため、議決権の当初取得日以降のいずれかの時点で事実上の支配を獲得したとしか結論付けられないケースもあると考えられる。

### 考察一他の株主間における取決め

上記のシナリオ1及びシナリオ2では、株主間における、投票内容の事前相談や共同意思決定に関する取決めがないことを前提としている。実務では、支配的な地位にある株主が、そのような取決めの有無や、他の株主間で投票内容の事前相談を行うことが容易か否かを知らないケースもあると考えられる。IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、この論点に関して投資企業に求められる証拠の種類及び量は明らかではない。

## 8.3 議決権以外の権利

### IFRS 10.B17

パワーと議決権との間に関連性がない場合、投資企業は被投資企業の目的及びデザイン並びに以下の項目の検討を行う。

- 関連する活動を指示する実際の能力の証拠(8.3.2参照)
- 被投資企業との特別の関係を示唆するもの(8.3.3参照)
- 投資企業がリターンの変動性に対する重要なエクスポージャーを有しているか(8.3.4参照)

### IFRS 10.B21

上記の3つの要素の検討する際は、「関連する活動を指示する実際の能力の証拠」に特に重点を置いて検討する。

### 考察一連結対象となるSPEはSIC解釈指針第12号よりも増加する

7.3に記載のとおり、SIC解釈指針第12号の適用を受ける事業体のほとんどは、議決権以外の権利がパワーの有無に関連するようにデザインされている事業体に該当すると考えている。また、KPMGは、SIC解釈指針第12号の適用を受けない事業体であっても、議決権以外の権利がパワーの有無に関連するようにデザインされている事業体に該当するケースがあると考えている。

### 8.3.1

#### 議決権以外の方法で支配されている被投資企業の目的及びデザイン

### IFRS 10 B51-B54

被投資企業の目的及びデザインを評価する際に検討すべき主な項目には、被投資企業のデザインに起因するリスク、取引に関わる当事者に移転するようにデザインされているリスク、及び投資企業がそれらのリスクの一部または全部に対するエクスポージャーを有しているか否かに関する検討(7.3参照)、並びに以下の項目が含まれる。

検討事項	分析
被投資企業の設立への関与及び設立時の決定事項	関与により、パワーをもたらすのに十分な権利を投資企業が得たか否かを分析する。  被投資企業のデザインへの関与は、投資企業がパワーをもたらすのに十分な権利を得る機会を有していたことを示しうる。ただし、デザインへの関与だけでは投資企業がパワーを有していると判断するには十分ではない。
被投資企業の設立時に締結された契約(例: 購入権、売却権、清算権)	被投資企業に密接に関連する契約に明示的または黙示的に組み込まれた意思決定権は、被投資企業に対するパワーを判定する際に、関連する活動として検討することが必要になる。以下の設例を参照。
特定の状況または事象が生じた場合にのみ関連する活動が行われるケース	関連する活動が、特定の状況または事象が生じた場合にのみ行われることとなっているケースでは、それらの状況または事象の発生時に行われる決定のみがリターンに重要な影響を及ぼす活動であると考えられるため、そのような決定が関連する活動である。6.3及び以下の設例を参照。
デザインされたとおりに被投資企業が事業を継続して行うことに対する、投資企業のコミットメント	左記のようなコミットメントにより、リターンの変動性に対する投資企業のエクスポージャーが増加し、パワーを有する可能性が高くなるケースがある。ただし、それだけでは投資企業がパワーを有すると判断するには十分ではない(すなわち、リスク・経済価値分析だけでは投資企業が支配を有すると判断するには十分ではない)。

#### 設例—目的及びデザイン

#### IFRS 10.B53

債権を購入しそのサービシングを日々行うことを唯一の事業活動とするようにデザインされている被投資企業(B社)のケースを考える。リターンに重要な影響を与える唯一の「関連する活動」は、デフォルト時における債権の管理活動であるとする。

また、投資企業(A社)は、別個の契約においてデフォルト時にB社からその債権を購入することに合意しているため、デフォルト時における債権の管理活動を指示する現在の能力を有しているとする。

このケースでは、デフォルト時に債権を購入する契約はアレンジメント全体及びB社の設立と不可分のものであるため、パワーの評価を行う際は、その契約をB社の定款等とあわせて検討する必要がある。このケースでは、A社はB社に対するパワーを有していると判定される。

#### 8.3.2

#### 関連する活動を指示する実際の能力の証拠

#### IFRS 10.B18

投資企業の権利が被投資企業に対するパワーをもたらすのに十分であるか否かを判定することが容易でないケースがある(例: 投資企業が、被投資企業の関連する活動に対する指示権限を有する経営幹部を任命・承認することができるケース、投資企業が自社のために重要な取引を締結するように被投資企業に指示することができるケース)。そのようなケースでは、投資企業は、被投資企業の関連する活動を指示する実際の能力を有していることを示す証拠の有無を検討する。

#### 8.3.3

#### 特別な関係

#### IFRS 10.B19

投資企業と被投資企業との関係により、投資企業が被投資企業に対し受動的な持分(passive interest)以上のものを有していることが示唆されるケースがある。受動的な持分以上のものを有することにより、投資企業が他の関連する権利を有している可能性(または被投資企業に対するパワーの証拠が得られる可能性)がある。以

下の事実及び状況は、投資企業が被投資企業に対して受動的な持分以上のものを(また、他の権利との組合せにより、パワーを)有していることを示唆しうる。

- 関連する活動を指示する被投資企業の経営幹部が、投資企業の従業員または元従業員である。
- 被投資企業の事業が、資金や重要な技術、知的財産等の面で投資企業に依存している(ただし、フランチャイザーによる追加の検討事項については、8.1.3を参照)。
- 被投資企業の活動の重要な部分に投資企業が関与している(または活動の重要な部分が投資企業のために行われている)。
- 被投資企業への関与から生じるリターンに対する投資企業のエクスポージャーまたは権利が、議決権と比較して著しく大きい。

**IFRS 10.BC37-BC39** IASBIは連結プロジェクトの審議過程で風評リスク(reputational risk)について検討した結果、風評リスクを有すること自体はパワーの存在を示唆するものではないが、風評リスクは、被投資企業に対するパワーを投資企業にもたらす権利を投資企業が保護(secure)しようとするインセンティブを高める可能性があるため、風評リスクは支配の有無を分析する際に他の事実及び状況とあわせて検討すべき要素であると結論付けた。

#### 考察—従業員及び経営幹部

従業員及び経営幹部の定義は、IFRS第10号には規定されていないが、IFRS第2号「株式報酬」及びIAS第24号「関連当事者についての開示」では以下のように規定されている。

**IAS 24.9**

「経営幹部」:

企業の活動を直接・間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者(企業の取締役(業務執行権がある者もそれ以外の者も)を含む)をいう。

**IFRS 2.A**

「従業員及び他の類似サービス提供者」:

企業に人的サービスを提供し、かつ次のいずれかに該当する個人。

- (a) 法律又は税務の目的上従業員とみなされている。
- (b) 法律又は税務の目的上従業員とみなされている個人と同様に企業の指示下で働く。
- (c) 提供するサービスが従業員の提供するサービスと類似している。

例えば、この用語は、すべての管理職員、すなわち、企業の活動の計画、指示及び統制に関する権限と責任を有する人々(業務執行権のない取締役を含む)を包含する。

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

**IFRS10.B19, B40,  
SIC-12.IG**

特別な関係については、IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号は直接には規定していない。ただし、SIC解釈指針第12号はSPEに対する支配の指標の例として特定の事業上の必要性をあげるとともに、経済的に依存していること(例:納入業者の重要顧客との関係)はそれ自身では支配の指標とはならないことを明確にしている。この論点については、KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.70)を参照。このSIC解釈指針第12号の規定は、以下のIFRS第10号のガイダンスと類似していると考えられる。

- 特別な関係は、それ自身ではパワーの指標とはならないものの、他の権利との組合せによりパワーの指標となりうる。
- 経済的に依存していることだけでは、投資企業が被投資企業に対するパワーを有していると結論付けることはできない。

**8.3.4**

#### リターンの変動性に対する重要なエクスポージャー

**IFRS 10.B20**

投資企業が被投資企業を支配しているか否かを判定する際に、投資企業は、被投資企業への関与から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利を有するか否かを検討する(9章参照)。リターンの変動性に対する重要なエクスポージャーの存在は、投資企業が被投資企業に対するパワーを有していることを示す可能性が高い。ただし、重要なエクスポージャーの存在だけではパワーを有していると結論付けることはできない。

IFRS 10B02, B03

#### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IFRS第10号におけるリターンの概念は、リスク及び経済価値よりもはるかに広い概念である。投資企業が被投資企業を支配しているか否かを判定する際にはリスク及び経済価値へのエクスポージャーも考慮するが、そのようなエクスポージャーの存在はあくまで支配の指標の1つにすぎないため、その存在だけでは支配を有すると結論付けることはできない。SIC解釈指針第12号は、リスク及び経済価値の分析に焦点を当てているため、SIC解釈指針第12号のもとで連結される多くの事業体について、支配の有無の結論に変更が生じる可能性がある。

## 9. 投資企業がリターンの変動性に対するエクスポージャーを有しているか否かを判定する



IFRS 10.7(b)

投資企業は、被投資企業を支配しているか否かを判定する際に、被投資企業への関与から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利を有するか否かを検討する。

IFRS 10.15, B55–B57

リターンは被投資企業の経営成績によって変動するものであり、常にプラスのケース、常にマイナスのケース及びプラスになったりマイナスになったりするケースが含まれる。以下の項目は、リターンの例である。

- 配当及び配当以外の経済的便益（例：被投資企業が発行した社債に係る受取利息、投資企業が保有する被投資企業への投資の価値の変動）
- 被投資企業の資産・負債のサービシングに対する報酬、信用供与または流動性支援の提供の対価、及びそれらから生じる損失に対するエクスポージャー
- タックス・ベネフィット
- 被投資企業の清算時における資産・負債への残存持分
- 他の持分保有者が獲得することができないリターン（例：投資企業が被投資企業の資産と自社の資産とを組み合わせることで用いることにより得ることができる、規模の経済やコスト削減等のシナジー効果）

例えば、固定利付社債を保有している企業は、利息の受取りに関してデフォルト・リスクにさらされるとともにその社債の発行主体の信用リスクにもさらされるため、IFRS第10号のもとではリターンの変動性にさらされていることになる。リターンの変動性の大きさは、信用リスクに基づいて決定される。

IFRS 10.16

被投資企業を支配することができる投資企業は1社のみであるが、複数の投資企業が被投資企業のリターンを共有するケースもある。

### 考察—投資から生じるリターンと事業上の取引から生じるリターン

支配の有無の分析においては、被投資企業への投資から生じるリターンは考慮し、被投資企業との通常の事業上の取引から生じるリターンは考慮しないが、その取引が独立第三者間取引条件に基づいて行われている場合は両者を区別することが容易でないこともありうる。この論点については、10章における代理人関係についての説明を参照。

### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS 27 (2008).4,  
SIC-12.10

IAS第27号(2008年版)は「支配」を、ある事業体の活動からの便益を得るためにその事業体の財務及び営業の方針を左右する力と定義している。SIC解釈指針第12号は、企業がSPEを支配していることを示しうる状況として、SPEの事業活動の便益の大半を獲得するための意思決定の権限を実質的に保有しているケースをあげている。IFRS第10号は、投資企業は被投資企業への関与から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利を有している場合に被投資企業に対する支配を有する、と規定している。

*IFRS 10.B56*

IFRS第10号は「リターン」の定義を規定しているが、IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号は「便益」の定義を規定していない。この論点についてはKPMGの刊行物である「Insights into IFRS」の2.5.160を参照。KPMGは、IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号の「便益」とはその事業体の財務及び営業の方針を左右する力を保有することから生じる便益(すなわち、所有に係る便益)であると解釈しているが、IFRS第10号の「リターン」の定義はそれよりも広い。

投資企業にとっては、「SPEの事業活動の便益の大半を獲得するための意思決定の権限を実質的に保有している」とこというSIC解釈指針第12号の要件よりも、「被投資企業への関与から生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利を有している」とこというIFRS第10号の要件の方が、はるかに満たしやすいと考えられる。

## 10. パワーとリターンとのリンクの有無を判定する

IFRS 10.17

支配を有するためには、パワーを有すること及び被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている(または変動するリターンに対する権利を有している)ことに加え、被投資企業のリターンの金額に影響を与えるパワーを被投資企業に対して行使する能力を投資企業が有していること(すなわち、パワーとリターンとがリンクしていること)が必要である。



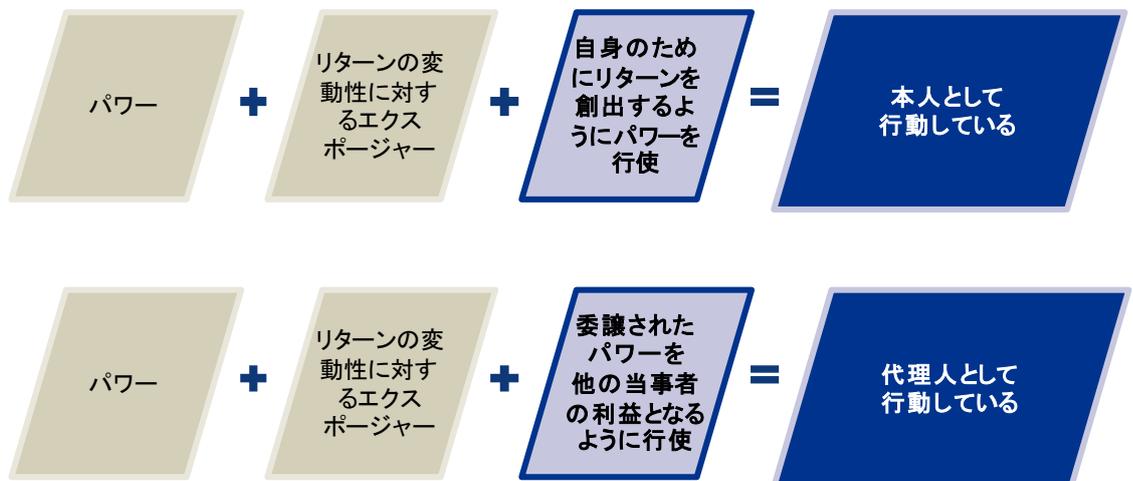
### 考察—IFRS第10号に含まれている唯一の設例

投資企業がパワーを有しているがそのパワーとリターンとがリンクしていないケースを説明する設例は、IFRS第10号には1つしか含まれていない(投資企業が代理人として行動しているケース)。IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、他にどのようなケースがあるかは明らかでない。

### 10.1 本人または代理人のいずれとして行動しているか

IFRS 10.18, B58

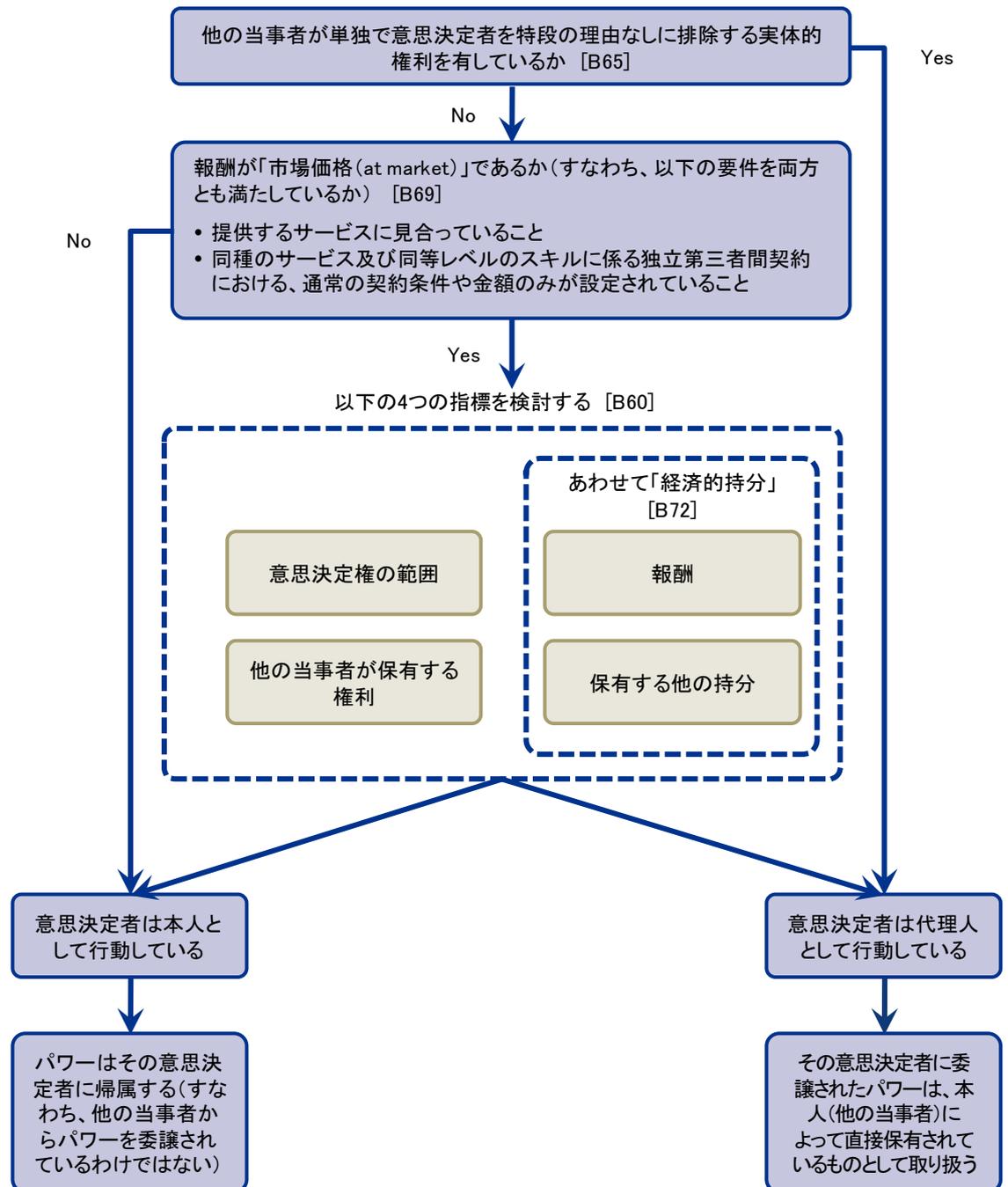
IFRS第10号は、「委譲されたパワー(delegated power)」という概念を導入している。意思決定者(Appendix 1参照)は、被投資企業の活動を指示する際に自身が本人として行動しているのか、または他の投資企業の代理人として行動しているのかを判定しなければならない。意思決定者が自身のためにリターンを創出するように被支配企業の活動を指示するパワーを有している場合は、本人として行動している。他方、単数または複数の他の当事者の利益となるように代理で行使することを約束している場合は、代理人として行動していることになり、意思決定権を行使していても被投資企業を支配していないとされる。



IFRS 10.B58

意思決定者による意思決定から他の当事者が便益を享受することができるという理由だけでその意思決定者が代理人と判定されるわけではない。

以下の図は、意思決定者が本人と代理人のいずれとして行動しているかを分析する際のフローチャートである。



**IFRS 10.B60, B61** 他の当事者が単独で意思決定者を特段の理由なしに排除する実体的権利を保有している場合を除き、意思決定者は、自身と他の当事者との関係を包括的に検討するとともに、自身が代理人か否かを判断するにあたって以下のすべての要因を検討する。

- 被投資企業に対する意思決定権の範囲
- 他の当事者が保有する権利(2社以上の当事者により保有されており、その当事者間の合意に基づいて行使される実体的排除権を含む)
- 報酬(被投資企業の経営成績との相関度)
- 被投資企業に対して自身が保有する他の持分により生じる、リターンの変動性に対するエクスポージャー

**IFRS 10.B60, B61** 個々の事実及び状況により、上記の各要素の重要性は異なる。

**IFRS 10.B68, B72(a)** IFRS第10号には、上記の3つめと4つめの要素(すなわち、報酬と他の保有持分)を合わせて検討することを求める規定がいくつかある。これらの2つの要素は意思決定者の「経済的持分(economic interests)」と総称されている。経済的持分の金額や変動性が大きいほど、意思決定者が本人として行動している可能性は高くなる。

### 10.1.1 意思決定権の範囲

**IFRS 10.B62** 投資企業は自身の意思決定権の範囲を検討する際に以下の点を考慮する。

- 意思決定に関する契約のもとで認められている活動の範囲、及び法律で規定されている活動の範囲
- 裁量権のレベル

**IFRS 10.B63** 投資企業は、4.4.2で説明されている被投資企業の目的及びデザインを考慮する。投資企業が被投資企業のデザインに関与していたという事実は、投資企業が被投資企業に対するパワーを入手する機会やインセンティブを有していたことを示唆しうる。

### 考察—関連する活動とリンクしている意思決定

KPMGは、IFRS第10号B62項で言及されている活動は被投資企業の「関連する活動」のことであると考えている。

### 10.1.2 他の当事者が保有する権利

**IFRS 10.B65** 他の当事者が単独で意思決定者を特段の理由なしに排除する実体的権利を有しているという事実は、その意思決定者が代理人であることを示す十分な根拠となる。ただし、意思決定者を排除するにあたり、2社以上の当事者が協力する必要がある場合は、その事実だけでは、その意思決定者が本人として行動していると結論付けたり、排除権が実体的なものでないと結論付けたりするには十分ではなく、意思決定者が本人として行動しているか否かを判定する際の一要素として考慮されることになる。

**IFRS 10.B66** 意思決定者の裁量権を制限する権利は、排除権に準じるものとして検討する。したがって、意思決定者が意思決定を行う上で少数の他の当事者から承認を得る必要がある場合は、その意思決定者は原則として代理人である。

**IFRS 10.B65** 排除権またはそれに類似する権利を協力して行使する必要のある当事者の数が多いほど、そして意思決定者の経済的持分の重要性及び変動性が大きいほど、他の当事者が保有する権利の重要性は低くなる。

**IFRS 10.B23(b), B67** ただし、他の当事者が保有する権利を検討する際は、被投資企業の取締役会または他の統治機関が行使できる実体的権利及びその権利が意思決定権に与える影響も考慮する必要がある(8.1.1参照)。例えば、被投資企業の取締役会が意思決定者に対して独立性を有している場合、実質的に、他の当事者がその取締役会を通じて協力して行動することができるケースがある。そのようなケースでは、排除権を協力して行使する必要のある当事者の数が多いほどその排除権が実体的権利である可能性は低くなるという前提は覆され、その排除権が実体的権利である可能性は高いと考えられる。

### 考察—行使可能期間に制限のある排除権

IFRS 10.B66

意思決定者を排除することができる、他の当事者の実体的権利について説明するB66項では、B22-B25項の一般規定(8.1参照)が参照されている。行使可能期間に制限のある排除権については適用上の論点が生じる可能性がある。

### 考察—解約権(termination rights)

IFRS第10号は、ファンドの解約権が排除権と同様に取り扱われるか否かについては明記していない。

## 10.1.3

### 報酬

IFRS 10.B69

意思決定者が代理人であるためには、意思決定者が受け取る報酬は以下の要件を両方とも満たす必要がある。

- 提供するサービスに見合っていること
- 同種のサービス及び同等レベルのスキルに係る独立第三者間契約における、通常の契約条件や金額のみが設定されていること

IFRS 10.B70

報酬が上記の2つの要件を1つでも満たさない場合は、意思決定者は代理人ではない。報酬が上記の両方の要件を満たす場合は、意思決定者は代理人である(ただし、他の要素に基づき反証されるケースもある)。

### 考察—報酬の評価は容易ではない

意思決定者が受け取る報酬が提供するサービスに見合っているか否かの判定は、容易でないケースが多いと考えられる。

IFRS第10号のB65項とB70項には適用上の優先順位があり、B65項が優先的に適用される。すなわち、他の当事者が単独で意思決定者を特段の理由なしに排除する実体的権利を有しているという事実と、意思決定者が受け取る報酬が提供するサービスに見合っていないという事実の両方がある場合、B70項によれば後者の事実により意思決定者は代理人でないと判定されるが、B65項が優先的に適用されるため、前者の事実によりその意思決定者は代理人として行動していると判定される。

複数の当事者が排除権を保有しているという事実と、意思決定者が受け取るリターンが重要である(しかし、市場相場と同じ)という事実の両方がある場合は、意思決定者が代理人として行動しているか否かの判定はさらに難しくなると考えられる。

## 10.1.4

### 他の持分を通じた変動性に対するエクスポージャー

IFRS 10.B71

意思決定者が被投資企業の他の持分を保有しているという事実は、その企業が本人として行動している可能性を示唆する。他の持分とは、被投資企業に対する投資や被投資企業の経営成績についての保証等をいう。

IFRS 10.B72(b)

意思決定者は、リターンの変動性に対する自社のエクスポージャーが、他の投資企業のエクスポージャーと異なるか否かを分析し、異なると判定した場合はそれが自社の行動に影響を及ぼすか否かを検討する。

## IFRS 10.B72 Ex2

## 設例－ファンド運用会社

ファンド運用会社であるM社は、多数の投資家に投資機会を提供するファンドを設立し、投資家を募り、そのファンドの運用を行っている。M社は、ファンド運用契約に沿ってすべての投資家に最大の利益を提供するように意思決定を行うが、幅広い裁量権を有している。

M社は運用報酬として運用資産の1%（市場相場料金に該当する）を受け取り、さらにファンドが一定の水準を超える利益を稼得した場合はその超過分の20%を報酬として受け取る。

	代理人関係の分析
<p><b>シナリオ1</b></p> <p>ファンドへの投資総額に占めるM社の投資金額の割合は2%である。</p> <p>投資家は、契約違反事項の発生時には単純多数決によりM社を解任することができる。</p>	<p>M社は代理人として行動している可能性が高い。その理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2%の投資を行っていることによりリターンの変動性に対するエクスポージャーは高まるが、M社が本人として行動していると結論付けるには不十分である。</li> <li>• M社が受け取る報酬は市場相場料金である。</li> </ul>
<p><b>シナリオ2</b></p> <p>ファンドへの投資総額に占めるM社の投資金額の割合は、シナリオ1よりも重要性がある。</p> <p>投資家は、契約違反事項の発生時には単純多数決によりM社を解任することができる。</p>	<p>M社は本人として行動している可能性が高い。その理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 排除権は、契約違反事項の発生時にのみ行使可能であるため、実体的権利とはみなされない。</li> <li>• M社が受け取る報酬と、M社による投資の割合とを合わせて検討した場合、ファンドの活動から生じるリターンの変動性に対するM社のエクスポージャーは高いと考えられ、M社が本人として行動していることを示唆しうる。</li> </ul>
<p><b>シナリオ3</b></p> <p>ファンドへの投資総額に占めるM社の投資金額の割合は20%である。</p> <p>ファンドには取締役会があり、各取締役はM社に対して独立性を有している。また、取締役はM社以外の投資家により任命される。取締役会は年次でファンド運用会社としてM社を任命する。M社の提供しているサービスは、同業他社も提供しうるサービスである。</p>	<p>取締役会を通じて他の投資家がファンド運用会社を排除することができる仕組みがある（すなわち実体的排除権がある）ため、M社は代理人として行動している可能性が高い。</p> <p>代理人関係の分析では、実体的排除権の存在をより重視することとされている。このシナリオでは、実体的排除権の存在は、「M社が受け取る報酬と、M社による投資の割合（20%）とを合わせて検討すると、M社はリターンの変動性に対する重要なエクスポージャーを有している」という事実よりも重視される。</p>

## IAS第27号（2008年版）及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号（2008年版）及びSIC解釈指針第12号には、意思決定者が本人または代理人のいずれとして行動しているかの分析についてのガイダンスは規定されていない。代理人関係に関する新しいガイダンスによって、投資運用業や資産運用業に従事する企業は影響を受ける可能性がある。

### 考察—代理人関係に関するガイダンスの適用範囲

代理人関係に関するIFRS第10号のガイダンスは、主にファンド運用業や資産運用業との関連で説明されている。

このガイダンスは、内国法により特定の事業体の持分の保有がその国を本拠地とする企業にのみ認められているケースにおいても有用である可能性がある。そのようなケースでは、その国の事業体への投資を希望する在外投資企業は、事業体の持株会社がその在外投資企業の便益・利益だけのために代理で行動するという内容の契約を持株会社と締結すると考えられる。

### 考察—明白な線引き規定は設けられていない

IFRS第10号では、他の持分の重要性に関する明白な線引き規定は設けられていない。

## 10.2 他の当事者との関係

### IFRS 10.B4, B73

投資企業が被投資企業に対する支配の有無を評価する際は、他の当事者との関係の性質、及び他の当事者が投資企業のために行動しているか否かを検討する。この検討では、他の当事者同士の関係や投資企業との関係から生じる影響を分析するが、その際には判断が必要となる。

### IFRS 10.B59

投資企業は、自社の代理人に委譲した意思決定権を、自社が直接保有する権利として取り扱う。

### IFRS 10.B74

代理人関係において、契約による取決めは必ずしも必要でない。投資企業またはその投資企業を支配する企業が、投資企業のために行動するように、ある当事者に指示する能力を有する場合、その当事者は事実上の代理人 (de facto agent) となる。

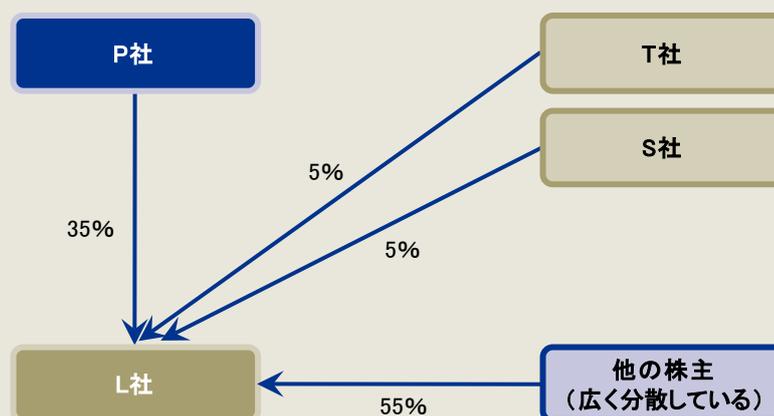
### IFRS 10.B75

IFRS第10号は、投資企業との関係の性質上、事実上の代理人として投資企業のために行動していると考えられる他の当事者の例として、以下の者を列挙している。

- 投資企業の関連当事者
- 投資企業からの拠出または融資として被投資企業の持分を受け取った当事者
- 投資企業の事前承認なしで被投資企業の持分を売却、譲渡または抵当権の設定を行わないことに合意している当事者
- 投資企業からの財務支援がなければ自社の事業のための資金を調達することができない当事者
- 自社の統治機関のメンバーの過半数または経営幹部が、投資企業の統治機関のメンバーまたは主要経営幹部と同一である当事者
- 投資企業との緊密な取引関係を有する当事者

### 設例－事実上の代理人

公開企業であるL社の株主構成は以下のとおりである。



1%超の議決権を保有しているのはP社、T社及びS社の3社のみである。L社に関連する意思決定についての議決内容に関する、3社間の契約上の取決めはない。ただし、過去におけるT社及びS社の議決権行使内容は、P社のそれと常に同一であった。また、T社及びS社は、P社との間に重要な事業上の関係をそれぞれ有している。

L社に対するパワーと議決権の間には関連性がある。

#### IFRS第10号のもとでの分析

P社は、L社に対する投資に関して、T社及びS社が自社の事実上の代理人として行動しているか否かをまず検討する。P社が両社は事実上の代理人であると判断した場合は、P社は45%の議決権を保有していることになるため、P社はL社に対する事実上の支配を有しているか否かを次に検討する。他方、P社が両社は事実上の代理人ではないと判断した場合は、P社は(45%ではなく)35%の議決権を保有しているという事実を基礎として、L社に対する事実上の支配を有しているか否かを次に検討する。

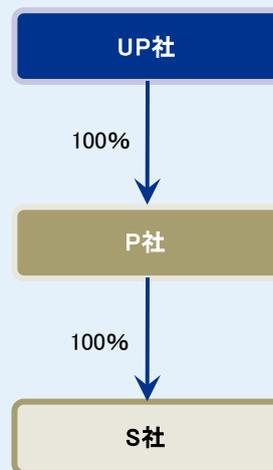
#### IAS第27号(2008年版)のもとでの分析

T社及びS社の議決権は考慮されない。P社がIAS第27号(2008年版)のもとで法律上・契約上の事実に基づいて支配の有無を判定する見解を採用している場合は、P社はL社に対して重要な影響力を有しているにすぎないと判断する可能性が高い。他方、P社が事実上の状況に基づいて支配の有無を判定する見解を採用している場合(8.2.5参照)は、P社は35%の議決権を保有しているという事実を基礎として、L社に対する事実上の支配を有しているか否かを検討する。

## 考察

KPMGは、事実上の代理人に関するガイダンスは、中間親会社の財務諸表における子会社の支配の有無の評価に影響を与えることを意図するものではないと考えている。

例えば、以下のケースでは、中間親会社(P社)は最終親会社(UP社)の事実上の代理人として行動しているとみなされうるかという論点が生じる可能性がある。事実上の代理人であると判定された場合、P社の財務諸表上、S社を連結しないことになる。



IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、特別の契約がない限りP社はS社への投資に関してUP社の事実上の代理人として行動しているとはみなされないと理解することがIASBの意図に沿うとKPMGは考えている。なぜなら、S社への投資から主たる便益を享受するのはP社であると考えられる(P社がS社への投資に関してUP社のために行動しているとは考えにくい)からである。

## IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号には、他の当事者が自社の事実上の代理人として行動しているか否かの分析に関するガイダンスは規定されていない(すなわち、投資企業が事実上の状況に基づいて支配の有無を判定する見解を採用しているケースのもとでもそのような分析は行われぬ)。

## 11. IAS第27号(2008年版)から引き継がれている会計規定

FRS 10.19–26, B86–B99 被投資企業が子会社であると判定された場合、連結財務諸表上、以下の規定を含む多数の規定が適用される。

- 統一した会計方針の使用
- 内部取引の消去
- 報告期間
- 非支配持分の会計処理
- 支配の喪失の会計処理
- 「リターンを現時点で享受できる」という要件(IAS第27号(2008年版)における、「経済的便益を現時点で享受できる」という要件)

これらの規定については、IAS第27号(2008年版)とIFRS第10号との間には本質的な差異はない。

(事業の定義に該当する)被投資企業に対する支配の獲得時の会計処理に関するガイダンスは、引き続きIFRS第3号に含まれている。

### 考察一 保有する子会社株式をジョイント・ベンチャーまたは関連会社に抛出するケース

IFRS 10.25, 26,  
IAS 27 (2008).34,  
28 (2008).22, 22B  
SIC-13.5

支配の喪失に関するIFRS第10号の規定は、IAS第27号(2008年版)の規定と同一である(すなわち、利得・損失の全額を損益として計上する)。他方、SIC解釈指針第13号「共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の抛出」の規定はIAS第28号(2011年版)に実質的に引き継がれている(すなわち、利得・損失のうち他の投資企業の持分に帰属する額のみを損益として計上する)。その結果、保有する子会社株式をジョイント・ベンチャーまたは関連会社に抛出するケースに関する、IAS第28号(2008年版)「関連会社に対する投資」、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」及びSIC解釈指針第13号の規定と、IAS第27号(2008年版)の規定との間に生じていた不整合(利得・損失の認識に関する不整合)は、連結に関する一連の新基準書のもとでも解消されない(すなわち、IFRS第10号とIAS第28号(2011年版)との間の不整合として引き続き残る)。IASBはこの不整合について討議した結果、時間上の制約から、連結及びジョイント・アレンジメントに関するプロジェクトとは別個のプロジェクトとして検討することを決定した。

上記の旧基準書間の不整合については、KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.525)を参照。非貨幣性資産をジョイント・ベンチャーまたは関連会社に抛出するケースについては、KPMGの冊子「IFRS最新基準書の初見分析:ジョイント・アレンジメント」(7.4)で詳細に説明している。

### 考察一 保有する子会社株式をジョイント・オペレーションに抛出するケース

IFRS第10号は、子会社に対する支配を喪失した結果、その子会社がジョイント・ベンチャーまたは関連会社に該当することになるケースについては規定しているが、その子会社がジョイント・オペレーションに該当することになるケースについては規定していない。IFRS第10号が公表されたばかりの現段階では、そのようなケースにおいて利得・損失の全額を損益として計上すべきか、または認識を中止した資産の純額の割合に基づいて損益を計上すべきかは、明らかではない。

### 考察一退職後給付制度または他の長期従業員給付制度への適用の除外

IFRS 10.4(b)

IFRS第10号第4項(b)の規定は、IAS第19号「従業員給付」が適用される退職後給付制度または他の長期従業員給付制度にはSIC解釈指針第12号は適用されないことを規定していた同解釈指針第6項を引き継ぐことを意図していると考えられる。

### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

#### 字句上の軽微な変更

IAS第27号(2008年版)とIFRS第10号との間には、例えば以下のような字句上の軽微な変更があるが、原則としてこれらにより実務の変更が生じることはないとKPMGは考えている。

IFRS 10.B86, IAS 27  
(2008).18, 20

- IAS第27号(2008年版)と異なり、IFRS第10号は連結手続に関して、連結財務諸表上、親会社のキャッシュフローと子会社のキャッシュフローを合計した上で企業集団内のキャッシュフローを全額消去することを明記している。
- IAS第27号(2008年版)第5項には、連結財務諸表には(子会社だけでなく)ジョイント・ベンチャー及び関連会社が含まれる旨の記載があるが、IFRS第10号にはこの記載はない(おそらく、記載不要とIASBが判断したと思われる)。
- IAS第27号(2008年版)第16項及び第17項はそれぞれ、「子会社は、親会社がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及びそれらに類似する企業であるという理由だけでは、連結から除外されない」及び「子会社は、その事業活動が企業集団内の他の企業と異なっているという理由だけでは、連結から除外されない」と規定しているが、IFRS第10号にはこのような記載はない(おそらく、記載不要とIASBが判断したと思われる)。
- IAS第27号(2008年版)第12項は、「連結財務諸表には、親会社のすべての子会社を含めなければならない」と規定しているが、IFRS第10号にはこのような記載はない。KPMGの見解では、子会社が、企業集団の財務状況、経営成績及びキャッシュフロー上、単独ベースでも合算ベースでも(かつ、連結した場合でも公正価値で計上した場合でも)重要でない場合は、その子会社を連結する必要はない(KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.5.270)を参照)。

#### 「現時点で享受できる(present access)」に関するガイダンスの変更

IFRS 10.B89–B91,  
IAS 27 (2008).IG5–IG7

潜在的議決権が存在する場合の親会社と非支配株主との間での包括利益の配分に関するガイダンスも、字句上の変更が行われている。すなわち、「経済的便益を現時点で享受できる(present access to economic benefits)」というIAS第27号(2008年版)の表現は、IFRS第10号では「所有持分に係るリターンを現時点で享受できる(current access to return associated with an ownership interest)」という表現に変更されている。この「所有持分に係るリターン」という文言が、潜在的議決権との関連で何を含めようとするものであるかは明らかではない。

Appendix 3では、字句調整が行われたものの内容に変更はないIFRS第10号のパラグラフとIAS第27号(2008年版)のパラグラフとの対応関係表を掲載している。

## 12. 個別財務諸表における子会社の会計処理

IAS第27号(2011年版)は全体的に、個別財務諸表に関するIAS第27号(2008年版)の会計・開示規定を引き継いでいる。IAS第27号(2011年版)はまた、個別財務諸表における関連会社及び共同支配企業の会計処理に関する現行規定も引き継いでいる。

IAS第27号(2011年版)では、個別財務諸表に関するIAS第27号(2008年版)の多数の規定について明確化が行われている。

*IAS 27 (2011).9, 15* • **基準書の適用範囲の明確化:** IAS第27号(2011年版)は、個別財務諸表を作成する企業は関連するすべてのIFRSを適用しなければならないことを明確化している。

*IAS 27 (2011).16, 17 BC28* • **開示規定の明確化:** IAS第27号(2011年版)の開示規定は、個別財務諸表を作成する企業に、重要な投資を有する子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社、並びにIFRS連結財務諸表を作成する親会社(該当する場合)の主たる事業所の所在地(及び、法人設立国が主たる事業所の所在地と異なる場合はその法人設立国)の開示を義務付けることを明確化している。この変更は、IAS第27号(2011年版)の規定をIFRS第12号及びIAS第1号「財務諸表の表示」の規定と整合させることを目的としている。

*IFRS 12.6(b)* IFRS第12号は個別財務諸表には適用されないが、非連結の仕組事業体に対する持分を有している企業が唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成するケースでは、非連結の仕組事業体に関するIFRS第12号の開示規定が適用される(13.4.2参照)。

### 考察—個別財務諸表における配当の認識

*IFRS 9.B5.7.1,  
IAS 27 (2011).12*

IAS第27号(2011年版)は、個別財務諸表における子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社からの受取配当金の損益計上に関する現行規定を引き継いでいる。しかし、原価法を選択適用せずにIFRS第9号「金融商品」\*を適用している企業にとっては、受取配当金の損益計上がIFRS第9号の規定と整合するかは完全には明確でない。IFRS第9号のもとで公正価値で測定しその変動をその他の包括利益(other comprehensive income, OCI)に計上する投資については、受取配当金は(明らかに投資原価の一部回収である場合を除き)損益計上される。

\* IFRS第10号と同様に、本冊子ではIFRS第9号の多くの規定を参照している。IFRS第9号を適用せずにIFRS第10号を適用する企業は、IFRS第9号への参照をIAS第39号「金融商品: 認識及び測定」への参照に適宜読み替える必要がある。

## 13. 開示

金融危機によって、特別目的ビークルと一般的に呼称される事業体への関与により報告企業がさらされるリスクに関する開示の透明性が十分でないという懸念がIASBに寄せられた。IASBは、いわゆる仕組事業体に対する持分について一定の開示を要求することで、この問題に対処している。

IASBは、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社及び非連結の仕組事業体に関するすべての開示規定を取り扱う単一の基準書として、IFRS第12号を公表した。

*IFRS 12.1* IFRS第12号は、財務諸表利用者が以下の分析を行う際に有用な情報を提供することを目的としている。

- 他の企業に対する持分の性質及び関連するリスク
- 保有する持分が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす影響

*IFRS 12.A* 「他の企業に対する持分」とは、ある企業を、他の企業の業績から生じるリターンの変動性にさらすような契約上または非契約上の関与をいう。これらの持分は、例えば持分証券または負債証券の形式をとる場合があるが、資金の提供、流動性支援、信用補完及び(または)保証等の他の形式をとる場合もある。ただし、IFRS第12号は、典型的な顧客とサプライヤーの関係の存在だけでは必ずしも他の企業に対する持分は生じないと規定している。

*IFRS 12.B7* IFRS第12号の開示規定の多くは他の企業に対する持分に基づいて定められている。IFRS第12号は、そのような持分を識別する際は、他の企業の目的及びデザインを理解することが有用であるとしている。企業は、IFRS第10号と同様に(7.3参照)、他の企業のデザインに起因するリスク、並びに報告企業及び他の参加者に移転するようにデザインされているリスクを検討する。

*IFRS 12.B8, B9* IFRS第12号は設例において、開示規定の適用の要否はリターンの変動性に対する企業のエクスポージャーに基づいて決定されることを強調している。

### 設例ーリターンの変動性にさらされている投資企業

*IFRS 12.B8* P社は、仕組事業体が保有する貸付金ポートフォリオに対してクレジット・デフォルト・スワップを引き受けている。このスワップは、仕組事業体のリターンの変動性を吸収し、仕組事業体から生じるリターンの変動性にP社をさらす効果を有している。したがって、仕組事業体に対するP社の持分は、IFRS第12号の開示規定の適用を受ける。

### 設例ーリターンの変動性にさらされていない投資企業

*IFRS 12.B9* 銀行であるB社は、Z社に対する重要な融資を通じて、Z社の信用リスクにさらされている。仕組事業体が設立され、この仕組事業体は、B社がさらされている信用リスクを固定金額で仕組事業体に移転する効果を有するクレジット・デフォルト・スワップをB行と締結した。この仕組事業体は複数の投資企業(すべてB社に対する独立性を有している)にクレジット・リンク債を発行している。このクレジット・リンク債により、各投資企業はスワップのもとでの信用リスクにさらされる。クレジット・リンク債から生じる収益は、リスクフリー資産に投資される。このスワップのもとでは、仕組事業体のリターンの変動性は、投資のリターン及び信用リスクに由来する。B社はこの変動性にはさらされておらず、したがって、仕組事業体に対するB社の持分は、IFRS第12号の開示規定の適用を受けない。

*IFRS 12.7* IFRS第12号は、他の企業またはアレンジメントに対する持分の性質を決定する際に行った重要な判断及び仮定の開示を求めており、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社及び非連結の仕組事業体に関する、より詳細な開示項目を規定している。これらの開示項目については、13.1－13.4で詳細に説明する。

本冊子は、連結子会社及び非連結の仕組事業体に関連する開示規定について説明している。ジョイント・アレンジメントに関する開示規定については、KPMGの刊行物「IFRS最新基準書の初見分析:ジョイント・アレンジメント」を参照。

## 13.1 集約

### IFRS 12.4, B2-B6

IFRS第12号は、集約方法の開示を行うことを条件として、類似の事業体に対する持分を集約して開示することを認めている。集約の水準を決定する際は、各事業体の様々なリスク及びリターン<sup>1</sup>の性質を考慮し、定量的及び定性的分析を行う。IFRS第12号のもとでは、子会社、ジョイント・ベンチャー、ジョイント・オペレーション、関連会社及び非連結の仕組事業体の区分よりも大きい区分に情報を集約することはできない。各区分は、必要に応じて例えば以下の項目に基づいてさらに区分する。

- 活動の性質(例:研究開発に従事する事業体、クレジットカードのリボリング債権の証券化に従事する事業体)
- 業種
- 地理(例:国、地域)

### IFRS 12.4

IFRS第12号は、開示の基本目的と整合するように情報を開示すること、及び重要性の低い情報を詳細に記載したり異なる性質の項目を集約して開示したりすることにより情報が不明確なものとなつてはならないことを強調している。

#### 考察—重要な判断

他の企業に対する持分に関する適用指針は網羅的なものではないため、IFRS第12号を適用する際には、開示の目的が達成されているか否かについて重要な判断が求められる可能性が高い。この判断には、財務諸表利用者にとって有用な集約の水準の評価が含まれる。

企業が仕組事業体に対する持分を有しているか否かを判定する際にも、重要な判断が求められる。分析の際には、変動性が何によって生じ、何に吸収されるか、及びその変動性が他の企業の経営成績に左右されるか否かが重要になるとKPMGは考えている。個々の適用指針は(少なくとも部分的には)U.S. GAAPに基づいていると考えられる。

従来のIAS第27号(2008年)及びSIC解釈指針第12号の開示規定と比較した場合、IFRS第12号のもとでは全般的に、開示規定が適用される取引及び関係が(著しく)拡大する可能性がある。特に、非連結の仕組事業体に関する開示は今回初めて導入された規定である。

## 13.2 重要な判断及び仮定

### IFRS 12.7

開示の第1の目的は、以下の事項を決定する際に行った重要な判断及び仮定に関する情報を開示することである。

- 企業が他の企業を支配しているか。
- 企業がジョイント・アレンジメントに対する共同支配を有しているか。
- アレンジメントが独立したビークルを通じて構成されたものである場合は、ジョイント・アレンジメントの分類
- 企業が他の企業に対して重要な影響力を有しているか。

**IFRS 12.9**

IFRS第12号のもとで開示が求められる状況の例としては以下のものがあげられる。

- 企業が他の企業の議決権の過半数を所有しているが、その企業を支配していないケース
- 企業が保有する他の企業の議決権は過半数に満たないが、その企業を支配しているケース
- 企業が他の企業の代理人として行動しているケース、または逆のケース

**IFRS 12.8**

上記の開示は、判断及び仮定の変更が生じたため結論に変更が生じた際にも求められる。

### IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点

**IAS 27 (2008).41(a)-(b)**

これらの開示の一部は、IAS第27号(2008年版)及びIAS第1号のもとでも求められていたが、企業はIFRS第12号の開示の目的を遵守する上で現在よりも多くの開示を行う必要があるか否かを詳細に分析しなければならない可能性がある。

## 13.3 子会社に対する持分

**IFRS 12.10**

子会社に対する持分に関する開示の目的を果たすためには、企業は財務諸表利用者が以下の事項を理解する際に有用な情報を開示する必要がある。

- 名称
  - 企業集団の構成、及び非支配株主が企業集団の活動及びキャッシュフローに対して保有する持分
- さらに、財務諸表利用者が以下の事項を評価できるようにする情報を開示する必要がある。
- 企業集団に帰属する資産へのアクセス及び利用並びに負債の決済に関する親会社の能力に対する重要な制限の内容及び範囲
  - 連結している仕組事業体に対する持分に関連するリスクの内容及び変動
  - 子会社に対する自社の持分の変動の影響

**13.3.1**

### 非支配株主が企業集団の活動及びキャッシュフローに対して保有する持分

**IFRS 12.12, B10, B11**

非支配株主が企業集団の活動及びキャッシュフローに対して保有する持分についての必要開示項目は、極めて幅広いものとなる可能性があったが、複数の特定のガイダンスにより狭められた。企業は、報告企業にとって重要性の高い非支配持分が存在する個々の子会社について、以下の項目の開示が求められる(ただし、13.1「集約」で説明しているガイダンスが適用される)。

- 名称
- 主たる営業所の所在地(及び異なる場合は設立国)
- 非支配持分の比率
- 非支配株主が保有する議決権の比率(持分の比率と異なる場合)
- 非支配持分への当期純損益の配分方法
- 報告期間の期末日における非支配持分累計額
- 非支配持分に支払われた配当金
- 子会社の資産、負債、損益及びキャッシュフローを含む要約財務情報(企業集団内取引の消去前)

**IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点***IAS 27 (2008).41*

これらの開示はIAS第27号(2008年版)よりもはるかに詳細である。SIC解釈指針第12号には、類似する開示規定はない。

**13.3.2****資産へのアクセス及び利用、並びに負債の決済に関する投資企業の能力に対する重要な制限の内容及び範囲***IFRS 12.13*

IFRS第12号のもとでは、以下の事項の開示が求められる。

- 企業集団の資産へのアクセス及び利用、並びに負債の決済に関する自社の能力に対する重要な制限(例: 法律上の制限、契約上の制限、規制上の制限)
- 非支配株主の防御権によって、企業集団の資産へのアクセス及び利用、並びに負債の決済に関する自社の能力が著しく制限される場合、その制限の内容及び範囲
- それらの制限が課せられる資産・負債の連結財務諸表上の帳簿価額

**IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号からの主な変更点***IAS 27 (2008).41(d)*

IAS第27号(2008年版)は、現金配当または融資もしくは貸付の返済の形で子会社が親会社に資金を送金する能力に対する、著しい制限の内容及び程度の開示を求めているが、IFRS第12号の開示規定のほうがより詳細である。

**13.3.3****子会社に対する持分の変動***IFRS 12.18,**IAS 27 (2008).41(e)*

IFRS第12号は、子会社に対する持分の変動に関するIAS第27号(2008年版)の開示規定を、ほぼそのまま引き継いでいる。

**13.4****仕組事業体***IFRS 12.A*

IFRS第12号は、仕組事業体を、その支配企業を決定する際に議決権または類似する権利が主たる決定要素とならないようにデザインされている事業体と定義している(Appendix 1参照)。IFRS第12号は、仕組事業体の例として、議決権が事務管理的な活動にのみ関連しており、「関連する活動」が契約上の取決めにより指示されている事業体をあげている。

*IFRS 12.B22*

仕組事業体は、以下の特徴の一部または全部を有することが多い。

- 活動が制限されている。
- 限定的かつ十分に明確化された目的を有している。
- 資本が不十分なため、財務支援がなければその活動に必要な資金を調達することができない。
- 契約上関連している商品(contractually linked instruments)の形での融資により、信用リスクやその他のリスクの集中を創出する(トランシエ)。

IFRS 12.B23

仕組事業体の例には、証券化ビークル、資産担保証券発行体及び投資・不動産ファンドが含まれる。

IFRS 12.BC82

IASBは、IFRS第12号における仕組事業体が、SIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEと大きく異なるものである可能性は低いと考えている。

### 考察—仕組事業体

IFRS第12号は、連結している仕組事業体及び非連結の仕組事業体に対する持分に関する開示を求めている。非連結の仕組事業体に対する持分に関する開示を求める規定により、現行のIFRSの開示規定が著しく拡充されている。

13.4.1及び13.4.2に記載のとおり、企業は原則として以下の事項を行う必要がある。

- 自社の事業における仕組事業体の位置付けを理解すること
- 自社が仕組事業体に「関与」しているか否かを判定する際に判断を行うこと
- 財務諸表利用者にとって有用性があると自社が考える開示の水準を検討すること

IFRS第12号BC82項では、「IFRS第12号における仕組事業体がSIC解釈指針第12号の適用を受けるSPEと大きく異なるものである可能性は低い」というIASBの見解が示されている。他方、IFRS第12号は仕組事業体の識別にあたっては事業体の資本がその事業を支えるのに十分か否かを検討するとも規定している。これはU.S. GAAPのもとでの変動持分事業体(variable interest entity, VIE)と類似する規定であり、SPEとは著しく異なる概念である。

IFRS 10.B8

したがって、IASBは仕組事業体とSPEは原則として同一であることを示しているように見えるものの、常に同一であるとは限らない。仕組事業体には資本の不十分性という特徴が含まれているため、仕組事業体には、SIC解釈指針第12号のもとではSPEに該当しなかった事業体が含まれる可能性がある。

IFRS第10号は仕組事業体については言及していないが、支配の有無を判定する際に被投資企業の目的及びデザインを検討することの重要性についての説明に仕組事業体の定義が含まれている(7.3参照)。このことは、IASBはIFRS第10号においては被投資企業の種類を明確に区分することを慎重に回避している(そのためIFRS第10号とIFRS第12号との間に実務適用上の相違が生じる可能性がある)ものの、仕組事業体に対する持分が連結プロジェクトの重要事項であることをIASBが認めていることを示すものであると考えられる。

13.4.1

### 連結している仕組事業体

IFRS 12.14

連結している仕組事業体に関して、親会社またはその子会社が財務支援を行わなければならぬ契約上の取決めがある場合、重要性のあるものを開示する。IFRS第12号は、この規定には報告企業を損失にさらす可能性がある事象または状況に関する契約上の取決めが含まれることを明記している。

IFRS 12.15

グループ企業が契約上の義務がないにもかかわらず財務支援または他の支援(例:仕組事業体の資産または仕組事業体が発行した金融商品の購入)を行った場合、その支援の種類及び理由を開示する。

IFRS 12.17

企業は、連結している仕組事業体に対して財務支援を行う意図または他の支援を行う意図(例:仕組事業体が財務支援を得るのを助ける意図)を現在有している場合、それらをすべて開示する。

### 考察—「支援」の意味

「支援(support)」という文言はIFRS第12号では幅広く用いられているため、企業は自社が提供する支援の種類を分析することが必要となる。企業はまた、開示規定を遵守するために必要な情報を得るためのモニタリング・システムを確立することが必要となりうる。

## 13.4.2

**非連結の仕組事業体に対する持分***IFRS 12.24*

非連結の仕組事業体への関与に関する開示は、財務諸表利用者が以下の理解・分析を行う際に有用な情報を提供することを目的としている。

- 非連結の仕組事業体に対する持分の内容及び範囲の理解
- 非連結の仕組事業体に対する持分に関連するリスクの内容及び変化の分析

*IFRS 12.26-31*

この開示の目的を果たすためには、企業は持分の内容及び関連するリスクの内容に関する広範囲にわたる定量的及び定性的開示を行う必要がある。

*IFRS 12.29*

非連結の仕組事業体に対する持分に関連するリスクについての開示には、以下の内容を含めなければならない。

- 非連結の仕組事業体に対する持分に関連する資産・負債の財務諸表上の帳簿価額
- それらの資産・負債が認識されている財政状態計算書上の勘定科目
- 算定可能な場合は、非連結の仕組事業体に対する持分から生じる損失への自社の最大エクスポージャー金額、及びその算定方法
- 非連結の仕組事業体に対する持分に関連する企業の資産・負債の帳簿価額と、それらの事業体から生じる損失への自社の最大エクスポージャー金額との比較表

*IFRS 12.B25*

財務諸表利用者が非連結の仕組事業体に対する企業の持分に関連するリスクの内容を評価する際に役立つ詳細な情報を提供することが必要となるケースがある。IFRS第12号Appendix Bには、この13章の冒頭の設例のような追加的な設例が含まれている。

*IFRS 12.27, 28*

企業が仕組事業体に対する持分を現在保有していないが、過去に仕組事業体のスポンサーを務めていた場合、以下の内容を開示する。

- 自社がスポンサーに該当するか否かをどのように判定したか
- 当期にそれらの仕組事業体から生じた収益(収益の種類の記事を含む)
- 当期にそれらの仕組事業体に移転したすべての資産の、移転時における帳簿価額

**考察—新たなシステム及び(または)管理方法**

新たな開示規定により、仕組事業体に対する持分及び各仕組事業体との関係をモニタリングするための新たなシステム及び(または)管理方法の導入が必要となる可能性がある。

IFRS第12号は、「財務支援」及び「資金提供(sponsorship)」という用語の定義を規定していないため、見解及び実務の統一が進むまでに一定の時間がかかる可能性がある。上述のとおり、IFRS第12号のもとでは、開示規定が適用される取引及び関係が増加する可能性がある(特に、スポンサーであるケースや、取引を行っているが仕組事業体を連結していないケース)。

IFRS第12号の開示規定は、企業が有するすべての非連結の仕組事業体への関与に適用される(適用上の特別の経過措置はない)が、重要性の検討の対象となる。

## 14. 適用日及び移行措置

### 14.1 適用日

*IFRS 10.C1* IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号(2011年版)は、2013年1月1日以降開始する会計年度から適用される。

*IFRS 12.C1* 早期適用は認められる。IFRS第10号を早期適用する企業は、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号(2011年版)及びIAS第28号(2011年版)も同時に適用するとともにその事実を開示しなければならない。

*IFRS 12.C2* IFRS第12号が要求する情報は適用日前から開示することが奨励されているが、IFRS第12号の開示規定の一部を自発的に早期適用することによって企業がIFRS第12号のすべての開示規定や他の一連の基準書の同時適用を求められることはない。

#### 考察—投資会社(investment company)に関する公開草案

一部の財務諸表作成者にとっては、公表予定であるが現時点で未公表である投資会社に関する免除規定案も2013年1月1日時点で適用されているか否かが、適用日に関連する重要な論点になると考えられる。

#### 考察—早期適用

早期適用を認める規定は、2011年及び2012年にIFRSを初度適用する企業にとって特に関係がある。早期適用を認める規定により、そのような企業は、IFRS第27号(2008年版)を短い期間適用した上で2013年から連結に関する新たな一連の基準書に移行する代わりに、最初のIFRS財務諸表上でそれらを適用することが可能となる。

### 14.2 移行措置

*IFRS 10.C2* IFRS第10号は、以下の表で示している特別の移行措置が適用されるケース及び適用日から将来に向かって適用されたIAS第27号(2008年版)の規定(14.2.5参照)を除き、遡及適用される。

*IFRS 10.C3-C5*

	IAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号のもとで連結していた企業	IAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号のもとで連結していなかった企業
IFRS第10号のもとで連結される企業	IFRS第10号の適用時に過去の計上金額を変更する必要はない(14.2.1参照)。	特別の移行措置: 被投資企業が事業の定義を満たす場合—14.2.2参照 被投資企業が事業の定義を満たさない場合—14.2.3参照
IFRS第10号のもとで連結されない企業	特別の移行措置: 14.2.4参照	IFRS第10号の適用時に過去の計上金額を変更する必要はない(14.2.1参照)。

### 14.2.1 連結の要否に関する結論に変更が生じない場合

#### IFRS 10.C3

IAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号とIFRS第10号との間で連結の要否に関する結論に変更が生じない場合、投資企業は被投資企業への関与に関する会計処理について調整を行う必要はない。

#### 考察—比較情報の調整を行うことも認められる

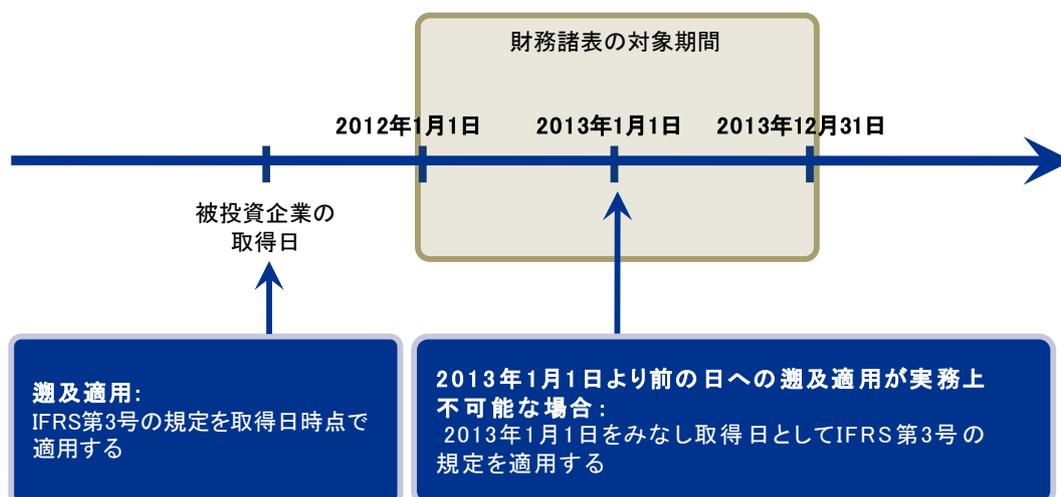
IAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号とIFRS第10号との間で連結の要否に関する結論に変更が生じない場合、移行措置上は、IFRS第10号を遡及適用することも認められる。すなわち、IAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号のもとですでに連結していたが、投資企業による支配の獲得日がIAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号とIFRS第10号との間で異なる被投資企業について、投資企業は、比較目的で表示されている報告期間の財務諸表の数値を遡及的に調整することも認められる(強制はされない)。

### 14.2.2 IFRS第10号の適用時の連結—被投資企業が事業の定義を満たす場合

#### IFRS 10.C4(a), C4(c)(i)

IFRS第10号の適用により、事業の定義を満たす被投資企業を初めて連結することとなる場合、投資企業は以下の会計処理を行う。

- (1) IFRS第10号のもとで投資企業が被投資企業の支配を獲得した日を決定する。
  - (2) 取得日に取得法を適用していたかのように資産、負債及び非支配持分を測定する。
- (2)を行うことが実務上不可能な場合は、IFRS第3号の適用が実務上可能な最も早い報告期間の期首(当期の期首でも可)を、みなし取得日とする。



### 考察—IFRS第3号(2004年版)かIFRS第3号(2008年版)か

IFRS第10号の適用時に取得法の会計処理を行う場合、IFRS第3号の2004年版と2008年版のいずれを用いるべきかについての規定はない。すなわち、取得日(またはみなし取得日)時点で適用されている版を用いるべきか、または現在適用されている版を用いるべきかは、明らかではない。

IFRS第10号はいずれの見解も否定していないと考えられる。

IFRS第3号のいずれの版を参照すべきかが明らかでないため、事業の定義に関して懸念が生じる。IFRS第3号(2008年版)における事業の定義は、IFRS第3号(2004年版)における定義よりも実質的に拡大されている。この論点については、KPMGの刊行物「IFRS最新基準書の初見分析:IFRS第3号及びFASB第141号(改訂版)『企業結合』(First Impressions IFRS 3 and FAS 141R Business Combinations)」(4.2)で詳細に説明している。

### 考察—取得した被投資企業と設立した被投資企業

IFRS 1.IG27

IFRS第1号と同様に、IFRS第10号でも、投資企業が取得した被投資企業と設立した被投資企業とを区分していない。したがって、投資企業が設立したがIAS第27号(2008年版)またはSIC解釈指針第12号のもとでは連結していなかった被投資企業をIFRS第10号のもとで初めて連結する場合、IFRS第10号C4項(c)(i)の規定を適用する際にのれんまたは利得が生じる可能性がある。

## 14.2.3

### IFRS第10号の適用時の連結—被投資企業が事業の定義を満たさない場合

IFRS 10.C4(b), C4(c)(ii)

IFRS第10号の適用により、事業の定義を満たさない被投資企業を初めて連結することとなる場合、投資企業は以下の会計処理を行う。

- (1) IFRS第10号のもとで投資企業が被投資企業の支配を獲得した日を決定する。
  - (2) 取得日に被投資企業を連結していたかのように資産、負債及び非支配持分を測定する。資産、負債及び非支配持分はIFRS第3号のもとでの取得法を適用して当初測定するが、のれんは認識しない。
  - (3) (2)の金額と持分の帳簿価額との差額を資本として計上する。
- (2)を行うことが実務上不可能な場合は、資産、負債及び非支配持分のIFRS第3号に基づく測定が実務上可能な最も早い報告期間の期首(当期の期首でも可)を、みなし取得日とする。

### 考察—IFRS第3号の適用

IFRS第3号に基づく取得法を適用して資産、負債及び非支配持分を測定する(ただし、のれんは認識しない)というIFRS第10号の規定について、KPMGは以下のように理解している。

- IFRS第3号が公正価値による測定を免除している場合を除き、資産・負債を公正価値で当初測定する。例えば、被投資企業に繰越欠損金がある場合、対応する繰延税金資産はIAS第12号「法人所得税」に従って測定する。
- IFRS第3号(2008年版)を適用する場合は、非支配持分は、公正価値と識別可能な純資産に対する持分割合相当額とのいずれかで測定する。投資企業がIFRS第3号(2004年版)を適用する場合は、非支配持分(少数株主持分)は、識別可能な純資産に対する持分割合相当額で測定する。

## 14.2.4

## IFRS第10号の適用時の連結の中止

## IFRS 10.C5

IFRS第10号の適用により、従来連結していた被投資企業の連結を中止することとなる場合、企業は以下の会計処理を行う。

- (1) IFRS第10号を適用していたと仮定した場合に投資企業が被投資企業の連結を中止したであろう日を決定する。
- (2) その日にIFRS第10号が適用されていたという仮定のもとで、当初適用日における被投資企業に対する残存持分を測定する。
  - (2)を行うことが実務上不可能な場合は、投資企業は支配の喪失に関するIFRS第10号の規定を、実務上適用が可能な最も早い報告期間の期首に適用する(当期の期首でも可)。

被投資企業の純資産及び非支配持分について従来認識していた金額と、(2)の金額との差額を資本として計上する。

比較情報は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って開示する。

## 考察—当初適用日

## IFRS 10.C4, C5

KPMGは、IFRS第10号の「当初適用日(date of initial application)」を、IFRS第10号を初めて適用する報告期間の財務諸表上で表示されている最も古い比較対象期間の期首と理解している。

## 考察—IFRS第10号の適用時の被投資企業の連結の中止の会計処理

支配が喪失したとみなされる日における被投資企業に対する残存持分の公正価値を遡及的に測定することが実務上可能である場合、その金額と被投資企業の純資産及び非支配持分について従来認識していた金額との差額の会計処理は、単に差額を資本として計上するというよりも複雑である。後述の設例1及び設例2で説明しているとおり、投資企業は以下の会計処理を行う必要がある。

- IFRS第10号のもとで支配が喪失したとみなされる日における売却可能資産に係る再評価剰余金を遡及的に計算する。
- 利益剰余金を遡及的に調整する(IFRS第10号の適用による支配の喪失に係る損益を考慮することを含む)。

## 考察—実務上不可能な場合の免除規定

支配の喪失は一般的に市場参加者との取引の結果生じるものであるため、投資企業は原則として、支配が喪失したとみなされる日における被投資企業に対する持分の公正価値を遡及的に測定できるとKPMGは考えている。処分した持分の公正価値の証拠が得られれば、その結果として残存持分の公正価値の証拠が得られるため、後述の設例3で示されているシナリオは、実務においては稀である。

### 設例1—IFRS第10号の適用時に支配が存在しないと判定されたケース

L社はS社の60%の持分を2007年1月1日に40で取得し、IAS第27号(2003年版)に基づきS社を子会社と判定した。

IFRS第10号を適用する際に、L社はIFRS第10号のもとではS社を支配していないと判定した。IFRS第10号が2007年に適用されていたと仮定した場合、L社はS社を連結する代わりに、S社株式を、IAS第39号に従って公正価値で測定する売却可能金融資産に分類していたであろうと考えられる。S社株式を取得日以降売却可能資産として計上していたと仮定した場合、2007年から2012年1月1日までの間に減損損失は認識していなかったであろうと考えられる。

IFRS第10号の当初適用日(2012年1月1日)において、S社の純資産は150(のれん25を含む)、非支配持分は50である。当初適用日におけるS社に対する持分(60%)の見積公正価値を115とする。

L社はIFRS第10号の当初適用日において以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
売却可能金融資産(S社株式)	115	
非支配持分	50	
資本(利益剰余金)	60	
資本(売却可能金融資産に係る再評価剰余金)(115-40)		75
純資産		150
<b>IFRS第10号の適用時にS社の連結を中止</b>		

### 設例2—IFRS第10号の適用時に支配を喪失したケース

2006年1月1日、M社はT社を100%子会社として設立した。2010年1月1日、M社はIAS第27号(2008年版)のもとで支配を喪失することなくT社株式の40%を売却した。

IFRS第10号の適用時に、M社はIFRS第10号のもとではT社を支配していないと判定した。IFRS第10号が2010年に適用されていたと仮定した場合、M社は2010年1月1日の取引でT社の支配を喪失し、保有するT社株式をIAS第39号に従って公正価値で測定する売却可能金融資産に分類していたであろうと考えられる。

IFRS第10号の当初適用日(2012年1月1日)において、T社株式60%の公正価値は115と見積られている。2010年のT社株式40%の売却価格は56であり、経営者はこの売却価格が公正価値を表していると考えている。

2010年1月1日時点でのT社の純資産は100であった。2010年1月1日以降T社に対する投資を売却可能資産として計上していたと仮定した場合、2010年から2012年1月1日までの間に減損損失は認識していなかったであろうと考えられる。

2012年1月1日時点のT社の純資産は150であり、非支配持分は60である。

M社はIFRS第10号の当初適用日において以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
売却可能金融資産(T社株式)	115	
非支配持分	60	
資本(2010年に行われた非支配持分との取引の戻入れ) (56 - (100 × 40%))	16	
資本(利益剰余金)		10*
資本(売却可能金融資産に係る再評価剰余金) (115 - (60% × 56 / 40%))		31
純資産		150
<b>IFRS第10号の適用時にT社の連結を中止</b>		
* IFRS第10号の適用による2010年1月1日における支配の喪失に係る利益40(56 / 40% - 100)から2010年1月1日以降の累積利益30 = 50 × 60%を差し引く		

### 設例3—実務上不可能な場合の免除規定

N社は2006年1月1日、V社を100%子会社として設立した。N社は2010年1月1日、IAS第27号(2008年版)のもとで支配を喪失することなくV社株式の40%を売却した。

IFRS第10号の適用時に、N社はIFRS第10号のもとではV社を支配していないと判定した。IFRS第10号が2010年に適用されていたと仮定した場合、N社は2010年1月1日の取引でV社に対する支配を喪失していたであろうと考えられる。

2013年1月1日時点でのV社の純資産は160であり、非支配持分は64である。IFRS第10号が2010年に適用されていたと仮定した場合、V社株式はIAS第39号に従って公正価値で測定する売却可能金融資産に分類されていたであろうと考えられる。2010年のT社株式40%の売却価格は32であったが、経営者はこの売却価格は公正価値を表していないと考えているため、2013年より前の時点での残存持分の公正価値を信頼性をもって見積することはできない。なお、このようなケースは稀であると考えられる(上記の「考察—実務上不可能な場合の免除規定」を参照)。2013年1月1日時点のV社株式60%の見積公正価値は120である。

N社は2013年1月1日において以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
売却可能金融資産(V社株式)	120	
非支配持分	64	
資本(120 - 160 + 64)		24
純資産		160
<b>2013年1月1日にV社の連結を中止</b>		

みなし支配喪失日が2013年1月1日であるため、比較対象期間の2012年においてはV社はまだ連結されている。

### 考察—連結に関する規定と認識の中止に関する規定との関係

投資企業がSIC解釈指針第12号のもとでは連結していた被投資企業を、IFRS第10号のもとでは支配していないと判定するケースがある。このようなケースでは、投資企業が過去に被投資企業に資産を移転していた場合であってもIFRS第10号に従って被投資企業の連結を中止するが、被投資企業に移転した資産について認識中止要件を満たすか否か(SIC解釈指針第12号のもとでリスク及び経済価値の大半が自社に帰属すると判定していた資産の認識を中止する必要があるか否か)を別途検討しなければならない。

## 14.2.5

## IAS第27号(2008年版)の適用時に将来に向かって適用された規定

## IFRS 10.C6

IFRS第10号は、IAS第27号(2008年版)の適用時に将来に向かって適用された規定を引き継いでおり、これらの規定の遡及適用を免除する特別の移行措置を設けている。

遡及適用が免除されている会計処理及び移行措置の内容は以下のとおりである。

会計処理	移行措置
たとえ非支配持分の帳簿価額がマイナスとなる場合でも行われる、非支配持分に対する損失の配分	IAS第27号(2008年版)の適用前の報告期間について、純損益の帰属を修正再表示してはならない。
非支配持分との取引を資本取引として扱う会計処理	支配獲得後の子会社に対する所有持分の変動の会計処理に関する規定は、IAS第27号(2008年版)の適用前に生じた持分の変動には適用しない。
支配の喪失の会計処理	IAS第27号(2008年版)の適用前に子会社に対する支配を喪失した場合は、その従前の子会社に対する投資の帳簿価額を修正再表示してはならない。  IAS第27号(2008年版)の適用前に生じた子会社に対する支配の喪失に係る利得・損失を再計算してはならない。

## 考察—実務への影響

上記の移行措置が実務に及ぼしうるすべての影響を理解することは容易ではない。

IAS第27号(2008年版)及びSIC解釈指針第12号とIFRS第10号との間で支配の有無に関する結論に変更が生じない場合、企業は原則として、過去の計上金額の調整が不要となるケースを規定しているIFRS第10号C3項を適用するため、上記のC6項は適用されないと考えられる。

IFRS第10号の当初適用時に被投資企業の連結を中止する企業が被投資企業に対する過去の時点の残存持分の公正価値を遡及的に測定することができないケース(このようなケースは稀であると考えられる。14.2.4の設例3参照)では、企業は比較対象期間において連結されている被投資企業の計上金額を調整せずにIFRS第10号の適用日時点で連結を中止する。

また、IFRS第10号の当初適用日より前の、IFRS第10号のもとで投資企業が被投資企業の支配を獲得した日またはみなし取得日まで遡って投資企業が被投資企業をIFRS第10号に基づいて初めて連結する際(かつ非支配持分に配分すべき損失があるケース及び(または)みなし取得日と当初適用日との間に非支配持分との取引があるケース)にも、実務上の影響が生じうる。

## 14.3

## IFRS第12号の移行措置

特別の移行措置は設けられていないため、IAS第8号に従って遡及適用が求められる。

## 考察—遡及適用

## IFRS 12.27

特に非連結の仕組事業体に関しては、IFRS第12号の開示規定を遡及適用することが容易でないケースもあると考えられる。企業は、IFRS第12号の適用前に自社がスポンサーを務めた仕組事業体の有無を検討する必要がある。

## 14.4

### IFRS第10号及びIFRS第12号の適用によるその他の影響

IAS 1.10, 39

IFRS第10号の適用により被投資企業を新たに連結する(または連結を中止する)場合は、原則として、IAS第1号に従い、比較対象期間の期首時点の財政状態計算書も表示しなければならない。

#### 考察—表示される最も古い比較対象期間の期首時点の財政状態計算書

KPMGの書籍「Insights into IFRS」(2.1.35)は、表示される最も古い比較対象期間の期首時点の財政状態計算書及び関連する注記が求められるケースについてのガイダンスを提供している。

## 14.5

### IFRS第10号の適用前の開示

IAS 8.30, 31

IAS第8号は、新たな基準書の適用日前の期間において企業がその基準書をまだ適用していない場合、その事実及び新たな基準書の適用が及ぼす潜在的な影響の評価に関連する情報(以下の情報を含む)を開示することを求めている。

- 新しい基準書の名称
- その基準書の適用時に行われる会計方針の変更の内容
- その基準書の適用が要求される日付
- 企業が最初にその基準書を適用しようと計画している日付
- 次のいずれか
  - その基準書の最初の適用が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての説明
  - その影響が不明であるかまたは合理的に見積ることができない場合、その旨の説明

#### 考察—IFRS第10号の影響の分析

IAS 1.31

企業は、IFRS第10号の適用前に、IFRS第10号が自社の財務諸表に及ぼす影響を早急に調査し必要な情報を開示するか、またはIFRS第11号の適用の影響が不明である(もしくは合理的に見積ることができない)旨を開示することが求められる。連結に関する一連の基準書が公表されたばかりの現段階では、ほとんどの企業はIFRS第10号の影響を容易には評価できないのではないかとKPMGは考えている。IFRS第10号の適用の影響が不明である(または合理的に見積ることができない)旨を開示した企業は、その後、より多くの調査・分析を行い、IFRS第10号の適用の潜在的な影響を理解し始めた時点で、開示内容をアップデートすることになると考えられる。

## 14.6

### 初度適用企業

IFRS 1.9, B7, C1

IFRS第10号の移行措置は、すでにIFRSを適用している企業に対してのみ適用される。最初のIFRS財務諸表においてIFRS第10号を適用する初度適用企業はIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の移行措置を適用する。IFRS第1号は、IFRS第10号の公表に伴い一部改訂されている。

#### 考察—すでにIFRSを適用している企業への影響と初度適用企業への影響は同一ではない

IFRS第10号の移行措置(14.2.2参照)はIFRS第1号の移行措置とは異なっているため、IFRS第10号の適用による、すでにIFRSを適用している企業への影響と初度適用企業への影響は同一ではないと考えられる。

## Appendix 1: 新しい用語及び定義

IFRS第10号及びIFRS第12号は新しい用語及びその定義を規定しており、本冊子においてもそれらを一部利用している。

	用語	定義
<i>IFRS 10.B58</i>	代理人 (agent)	単数または複数の他の当事者 (本人) のために代理として行動することを契約した当事者 (意思決定権を行使するものの被投資企業を支配してはいない)
<i>IFRS 10.A</i>	意思決定者 (decision maker)	本人としてまたは他の当事者の代理人として行動する、意思決定権を有する企業
<i>IFRS 12.A</i>	他の企業に対する持分 (interest in another entity)	ある企業を、他の企業の業績によるリターンの変動性にさらすような契約上または非契約上の関与。これらの持分は、例えば持分証券または負債証券の形式をとる場合があるが、資金の提供、流動性支援、信用補完及び保証等の他の形式をとる場合もある (これらの形式に限定されない)。これらの持分には、企業が他の企業に対して支配、共同支配または重要な影響力を有するための手段も含まれる。典型的な顧客とサプライヤーの関係の存在だけからは必ずしも他の企業に対する持分は生じない。
<i>IFRS 10.A</i>	防御権 (protective rights)	その権利に関連している事業体に対するパワーを権利保有者に与えることなく権利保有者の権益を保護するようにデザインされた権利
<i>IFRS 10.A</i>	関連する活動 (relevant activities)	被投資企業のリターンに著しい影響を与える被投資企業の活動
<i>IFRS 10.A</i>	排除権 (removal rights)	意思決定者から意思決定権を剥奪する権利
<i>IFRS 10.B77</i>	サイロ (silo)	被投資企業の資産、負債及び資本のうち、被投資企業全体から区分されており被投資企業とは独立した事業体とみなされるもの
<i>IFRS 12.A</i>	仕組事業体 (structured entity)	その支配企業を決定する際に議決権または類似する権利が主たる決定要素とならないようにデザインされている事業体 (例: 議決権が事務管理的な活動にのみ関連しており「関連する活動」が契約上の取決めにより指示されている事業体)

## Appendix 2: U.S. GAAPとのコンバージェンスの状況

連結プロジェクトはMoUプロジェクトの1つであるにもかかわらず、FASBとIASBは金融危機後、それぞれ異なったスケジュール及び優先順位で連結プロジェクトを進めている。連結プロジェクトは最も優先順位が高いMoUプロジェクト(当初の完了目標期日:2011年6月30日)には指定されておらず、完了予定時期は2012年以降となる見込みである。

FASBは以下の基準書等を公表した(または公表を予定している)。

- FASBは2009年、FASB基準書第167号「FASB解釈指針第46号(改訂版)の改訂」を公表した。この基準書は現在、FASB Accounting Standards Codification(ASC) Subtopic 810-10「連結—全般」に含まれている。この基準書は、変動持分事業体(variable interest entity, VIE)の連結に関するガイダンスを変更するとともに、IFRS第12号と同様の追加開示を行うことを投資企業に求めている。
- FASBは2011年第2四半期に、VIEの代理人関係に関するガイダンスを変更する会計基準書アップデート(Accounting Standards Update, ASU)案と、投資会社による被投資企業の連結に関するガイダンスを変更するASU案を公表する予定である。前者のASU案は、IFRS第10号のガイダンスと類似する内容になる予定である。

VIE以外の企業に適用されるU.S. GAAPの連結規定の改訂により、ジェネラル・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの連結の要否の判定方法に重要な変更が生じる可能性がある。公表予定のASU案では、「リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーはそのリミテッド・パートナーシップを支配している」という反証可能な推定規定を削除することが提案される予定である。また、ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップの活動を指示するパワーを本人または代理人のいずれとして有しているかを判断するにあたり、VIEの意思決定者またはVIEへの役務提供者がそのVIEを連結すべきか否かの判定に関するガイダンスの改訂案を考慮することを、ジェネラル・パートナーに義務付けることが提案される予定である。詳細については、KPMGの刊行物「Defining Issues 11-16: FASB—ジェネラル・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの連結に関するガイダンスを改訂することを暫定的に決定」(2011年3月)を参照。

## Appendix 3: 対応関係表－IAS第27号(2008年版)から引き継がれたガイダンス

IAS 27 (2008)	内容	IFRS 10	IAS 27 (2011)	IFRS 12	本冊子における記載箇所
1-2	連結に関する会計基準の適用範囲	1, 3	-	-	
3	個別財務諸表に関する会計基準の適用範囲	-	2	-	12
6-8	連結財務諸表 対 個別財務諸表	-	6-8	-	12
10	連結財務諸表の表示が免除されるケース	4(a)	-	-	11
18	連結手続(全般)	B86	-	-	11
19	連結手続(現在の所有持分に基づく親会社と非支配株主との間の配分)	B89	-	-	11
20-21	連結手続(企業集団内取引)	B86(c)	-	-	11
22-23	連結手続(親会社及び子会社の報告日)	B92-B93	-	-	11
24-25	連結手続(会計方針の統一)	19, B87	-	-	11
26	連結手続(子会社を連結財務諸表に含める期間)	20, B88			
27	連結手続(非支配持分の表示)	22	-	-	11
28	連結手続(非支配持分が負の残高となるケース)	B94	-	-	11
29	連結手続(非支配株主により保有されている優先株)	B95			
30-31	連結手続(非支配株主との取引)	23, B96	-	-	11
33-37	支配の喪失	25, B97-B99			11
38, 40	個別財務諸表における、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理	-	10,11	-	12
38A	個別財務諸表における配当の認識	-	12	-	12
38B-38C	新しい親会社の設立		13-14		
39	個別財務諸表に関する会計基準の適用範囲	-	3	-	12
40	IFRS第9号に従って測定される関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	40	11		
41	連結財務諸表における開示	-	-	9, 11, 13(a), 18,19	13
42-43	個別財務諸表における開示	-	16-17		12

## Appendix 4: 対応関係表－IFRS第10号における新しい単一の支配モデル

内容	IFRS第10号		本冊子における記載箇所
	本文	適用指針	
新しい単一の支配モデル	5-9, 12, 14	B2, B3, B5, B10	4
被投資企業の識別		B76-B79	5
関連する活動の識別	10, 13	B11-B13	6
関連する活動についての決定がどのように行われるか	11	B6-B8, B14-B17	7
投資企業がパワーを有しているか否かの分析: 実体的権利か否かの判定		B9, B22-B33	8.1
投資企業がパワーを有しているか否かの分析: 議決権に関連性があるケース		B34-B50	8.2
投資企業がパワーを有しているか否かの分析: 議決権に関連性がないケース		B18-B21, B51-B54	8.3
リターンの変動性に対するエクスポージャー	15, 16	B55-B57	9
パワーとリターンとのリンク: 代理人関係	17, 18	B58-B72	10.1
パワーとリターンとのリンク: 他の当事者との関係		B4, B73-B75	10.2

## 本冊子について

本冊子はKPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG)により作成されたものです。

### 内容

KPMGの「IFRS最新基準書の初見分析」と題する刊行物は、新しい基準書または解釈指針の公表、またはIFRSの規定の重要な改訂に伴い発行されるものです。新しい基準書等の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が必要な分野を明確にしています。また、新基準の導入による影響を検討するために役立つよう、設例が提示されています。

本冊子は、IFRS第10号の規定並びにIFRS第12号及びIAS第27号(2011年版)の関連規定について解説しています。

本冊子の本文では、IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号(2011年版)、並びに2011年5月15日時点において公表されている他の現行基準書等を参照しています。左の欄には、関連するパラグラフが記載されています。

企業が、自社の事実、状況及び個々の取引に対してIFRSを適用するためには、多くの場合、より詳細な解釈が必要となります。さらに、本冊子の情報の一部は、ISGの当初の所見に基づいていますが、今後、実務が確立するに従って、これらの所見は変更される可能性があります。

KPMGは、KPMGのIFRS実務ガイド「Insights into IFRS」に解釈ガイダンスを追加することにより、本冊子の解釈ガイダンス及び設例のアップデート及び補足を行う予定です。本冊子は「Insights into IFRS」(2010/11年版)を参照しています。

### 略語

FASB	US Financial Accounting Standards Board
U.S. GAAP	US Generally accepted accounting principles
IASB	International Accounting Standards Board
IFRSs	International financial reporting standards
NCI	Non-controlling interests
SPEs	Special purpose entities

## KPMGメンバーファームのプロフェッショナルによるその他の支援

IFRSの適用から生じる一般的な会計上の論点に関するより詳細な検討は、KPMGの「Insights into IFRS」と題する刊行物にて取り扱っています。

「Insights into IFRS」に加えて、皆様のお役に立てるよう、以下を含む様々な刊行物を取り揃えています。

- IFRS compared to U.S. GAAP
- Illustrative financial statements
- IFRS Handbooks: 基準書の実務への適用について詳細に説明し、かつ、明確にするための広範な解釈指針及び例示が含まれています。
- New on the Horizon: 公開草案などの協議文書 (consultation papers) についての検討に関するものです。
- Newsletters: 特定分野の最新情報が取り上げられています。
- IFRS Practice Issue: 特定の規定等 (specific requirements and pronouncements) についての検討に関するものです。
- Disclosure checklist

IFRSに関連するテクニカルな情報(英文)は、[www.kpmg.com/ifrs](http://www.kpmg.com/ifrs)から入手可能です。

広範な会計処理、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献については、KPMGの「Accounting Research Online」を利用すれば参照できます。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。15日間の無料トライアル[www.kpmg.com](http://www.kpmg.com)をお試しください。

## 日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRS本部は、国際財務報告基準の改訂、新基準の導入に際して、適時の情報適用を目的に、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響が大きいものについて日本語訳を提供しています。

本冊子は、ISGが2011年5月に発行した「First Impressions: Consolidated Financial Statements」の日本語訳です。2011年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」並びにIFRS第12号及びIAS第27号(2011年版)の関連規定の適用に関してその概略を解説するとともに、現時点でKPMGが特定している実務的な適用上の論点について明確化することを目的としています。本冊子がIFRS第10号の概略及び適用上の論点を明らかにし、分析しようと考えている方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRS本部のメンバーが中心となり行いました。

2011年6月

## 謝辞

本冊子の出版に携わった主な執筆者であるKPMG ISGのMarkus Fuchs、Fabian Junqueira Sousa、Astrid Montagnier、Paul Munter 及び Masashi Okiの努力に謝意を表します。

また、本冊子の出版に携わった以下の企業結合及び連結トピック・チーム(Business Combinations and Consolidation Topic Team)メンバーの努力にも謝意を表します。

Mahesh Balasubramanian	KPMG in Bahrain
Peter Carlson	KPMG in Australia
Steve Douglas	KPMG in Canada
Egbert Eeftink	KPMG in the Netherlands
Ramon Jubels	KPMG in Brazil
Wincey Lam	KPMG in Hong Kong
Steve McGregor	KPMG in South Africa
Mike Metcalf	KPMG in the UK
Claus Nielsen	KPMG in Russia
Emmanuel Paret	KPMG in France
Julie Santoro	KPMG in the UK

## 有限責任 あずさ監査法人

### IFRS本部

東京事務所 IFRS事業部

〒100-8172

東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

### 大阪事務所

〒541-0048

大阪府中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル

TEL:06-7731-1309

FAX:06-7731-1311

### 名古屋事務所

〒450-8565

名古屋市中村区名駅3-28-12 大名古屋ビル

TEL:052-589-0504

FAX:052-589-0514

[www.azsa.or.jp](http://www.azsa.or.jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2011 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 11-1519

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.